

埴町都市計画マスタープラン



福島県 埴町

はじめに



本町は、町の資源である豊かな山、清らかな水、美しい花を活かした「山水花のまちづくり」を目指し、埴町長期総合計画を基本としたまちづくりに取り組んでまいりました。また、本町の都市整備の方針を明らかにし、概ね20年後の都市のあるべき姿を描いた「埴町都市計画マスタープラン」を平成11年3月に策定し、快適な都市環境づくりに取り組んでまいりました。

しかし、「埴町都市計画マスタープラン」の策定から20年超が経過し、近年の社会経済、経済構造等は大きな変化を遂げ、行政に対する要望も多様化しております。さらに、令和元年に発生した台風19号により本町も大きな被害を受けました。これまでの発展的なまちづくりのほか、「災害に強いまちづくり」という視点もより重要になってきています。

今回、多発する自然災害に備え、豊かな自然環境と都市施設との調和を保ちながら、計画的な土地利用を図り、住民の皆様が安心して暮らし、「次の世代へ埴町をつないでいく」よう都市づくりの基本的方針を「埴町都市計画マスタープラン」として策定しました。

今後とも住民の皆様とともに、安心安全で快適な都市環境づくりを推進したいと思います。最後に、本計画策定にあたり、ご協力いただきました皆様に心よりお礼を申し上げます。

令和4年3月

埴町長

宮田秀利

目次

1. 埴町都市計画マスタープランとは	1
（1）都市計画マスタープランについて	1
（2）計画期間	1
（3）計画の実現に向けて	2
2. 埴町の現状と課題認識	4
3. 埴町都市計画マスタープランの構成	10
4. まちづくりの目標	11
（1）前提となるまちづくりの考え方	11
（2）まちづくりの理念と将来像	14
（3）将来都市構造	16
（4）基本目標	18
5. まちづくりの方針	19
（1）全体方針	19
（2）分野別方針	23
6. 地域別まちづくり方針	36
（1）地域設定について	36
（2）地域別まちづくり方針	37
資料編	52
（1）策定組織	52
（2）埴町の概況	54
（3）住民意向把握等の結果	72

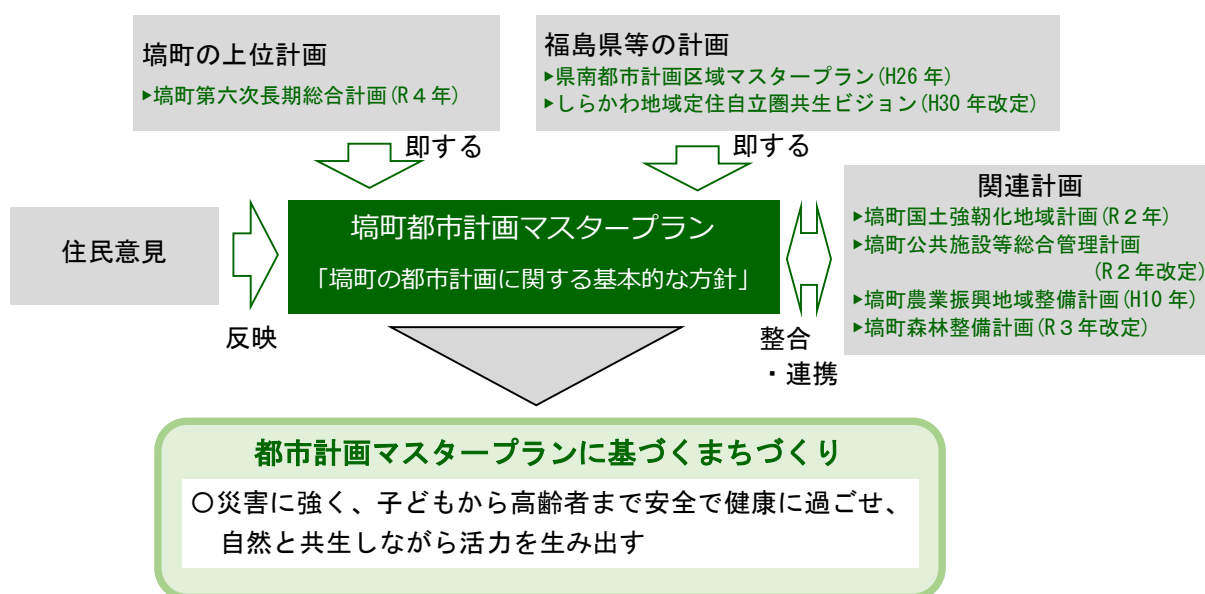
1. 埴町都市計画マスタープランとは

(1) 都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に示された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として町が定めます。

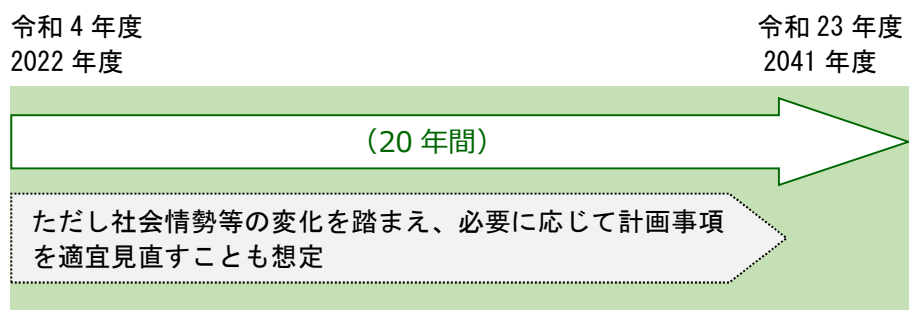
策定にあたり、町の総合計画など、各種計画に示される方針等を踏まえ、住民の意見を反映させた計画として、都市の将来像や都市づくりの方針を定めます。

埴町のまちづくりは都市計画区域だけでなく、農地や森林を含めた総合的な取り組みが求められることから、対象区域を町全域とします。



(2) 計画期間

目標年としては、概ね 20 年後の 2041 年（令和 23 年）を設定します。



(3) 計画の実現に向けて

①都市計画マスタープランの推進体制

都市計画マスタープランに示す内容は、都市計画分野だけに留まらず、環境保全、防災、居住、産業、観光振興など広範な分野にまたがります。また、骨格的な道路や拠点整備などにおいては、国・県や周辺市町村との連携が必要です。このため、計画の実現に向けて、庁内体制の充実とともに、国や県、周辺市町村との連携・調整を図っていきます。

1) 関係各課との連携

様々な内容を包含した総合的なまちづくりの推進が必要なことから、都市計画担当部門のみならず、防災、福祉、環境分野など広く関連する部門との連携を深めていきます。

2) 周辺市町村等との連携

しらかわ地域定住自立圏共生ビジョンに基づき、必要な生活機能の確保と圏域への人口定住を促すよう、引き続きしらかわ地域定住自立圏都市との連携を図っていきます。

3) 国、県、関係機関との調整

総合的かつ円滑的にまちづくりを推進するため、県南都市計画区域マスタープランとの整合を図るとともに、国、県、関係機関等との役割分担、計画調整、財政的支援などについての理解と協力を働きかけていきます。

②協働の推進

本計画の実現に向けて、町民、事業者との連携、協働がより一層不可欠なものとなっていきます。そのため、町民、事業者などが各々の役割を認識し、より主体的に取り組んでいけるよう支援します。

1) 町民・地域団体の役割

町民は、自らの生活の場である本町のまちづくりの主役、担い手であることを認識し、本計画の実現による住みよいまちづくりに向けて、地域活動やまちづくり活動への参加・協力等、主体的な関わりを持ちます。また、町民が主体となり構成される地域団体は、町民や町、事業者と連携のもと、より積極的にまちづくり活動に取り組みます。

2) 事業者の役割

本町内で事業を行う者は、まちづくりを担う一員であることを認識し、事業を通じた地元雇用の創出や地域経済の活性化に寄与していきます。

3) 研究・教育機関等の役割

特に福島県下における研究・高等教育機関にあっては、その専門的な知見・知識、人材を活かし、本町のよりよいまちづくりの発展に寄与していくことが求められます。

③都市計画マスタープランの進捗管理

本計画で定めた将来都市像の実現に向けて、計画的かつ効果的に取り組むため、都市計画基礎調査等の町（都市）の実状把握の更新時期とあわせ、概ね 5 年を目安に、本計画に位置付けられた事業の進捗状況を確認します。

また、計画内容についても、各事業の進捗把握や、社会情勢・上位計画等の変化を鑑みながら、適宜見直しを行っていきます。

2. 埴町の現状と課題認識

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを進めていくうえで認識すべき課題点について、下図のとおり整理します。

■ 埴町の現状からみた問題点の整理 ■

【埴町の現状】

①人口減少・高齢化の進行

- ・町内全域で人口減少となっており近年は高校進学時や高校卒業時の人口流出などによる社会減少が進んでいる。

⑤既存市街地での土地利用の混在

- ・中心市街地をはじめとした多様な建物用途の混在とともに空き家や空き地の増加傾向もあり土地利用効率に問題が出始めている。

②町内産業の停滞

- ・町内在住の就業者の6割以上が町外で就業しているなか、林業を除いて第1～3次産業ともに福島県内でも低い水準となっている。

⑥道路・公共交通網の充実

- ・国道118号を基軸とし町内各地域へ扇状に伸びた道路網構成の一方、山間部における災害時孤立化の危険性もある
- ・市街地内では一部都市計画道路未整備区間が存在する。

③多発する自然災害

- ・令和元年10月の台風19号被害のほか、山地における土砂崩れ等の被害発生など、自然災害に対する脆弱性がある。

⑦都市基盤施設の維持・充実

- ・市街地における公園整備の充実や集落地における農村公園の適正な維持管理が求められる。
- ・上水道普及率83.7%、下水道整備率91.0%で、継続的に整備していく必要がある。
- ・町内公共施設の適正管理や長寿命化等により機能を維持・充実していく必要がある。

④埴市街地周辺農地での宅地化の進行

- ・豊かな自然資源として農地が多く分布する一方、近年では耕作放棄地の増加傾向もあり無秩序な開発の進行が懸念される。

【まちづくりに係る住民意向】

居住継続意向

○7割を超える町民が居住継続意向を持つ。

生活環境に対する評価

○満足度「高」:「山や川などの自然環境の豊さ」、「騒音、振動、悪臭などの公害の少なさ」、「川の水のきれいさ」、「ごみの収集状況」
○満足度「低」:「子どもの遊び場の整備状況」、「歩行者にとっての道路の安全性」、「夜道の明るさ、安全さ（街灯、防犯灯）」、「公園などの住民の憩いの場の整備状況」、「高齢者の憩いの場の整備状況」、「緊急時や夜間、休日の医療体制の状況」、「日常の買物の便利さ」

町が目指すべき方向

○「医療・福祉の整備」、「犯罪が少なく、災害に強い安心で安全なまち」、「農業や工業などの産業を盛んにし、安定した職場があるまち」などが多くあげられている。

まちづくりへの参加の在り方

○「町民と行政が適切な役割分担を協議し進めていくべき」とする意見が多い。

■まちづくりに係る社会潮流■

○急速に進む人口減少や少子高齢化時代において、限られた資源の集中的・効率的な利用で持続可能な都市・地域社会を目指すことが求められている。

○頻発する自然災害や社会インフラの老朽化、低炭素・循環型社会の構築など、日々の生活を取り巻く環境に対する人々の関心が高まりをみせている。

《まちづくり課題の整理》

①安心・安全なまちづくりに関する課題

- ▶ 近年の自然災害激甚化に応じた埜市街地における防災拠点機能の強化や浸水対策の充実
- ▶ 日常的な高齢者や子どもの見守りだけでなく、災害時の避難行動や避難所運営など、地域の主体的な参画

②まちの土地利用に関する課題

- ▶ 市街地への都市機能の立地や利便性確保のための計画的な土地利用誘導を検討
- ▶ 町内各地での空き家、空き地等の増加を踏まえた、これらの有効活用を含めた対策の検討

③町民生活を支える施設の整備に関する課題

- ▶ 今後の人口減少や人口構造の変化に応じた施設の適正配置や統廃合・複合化、民間の活用、管理運営の適正化等の検討

④便利で快適なまちづくりに関する課題

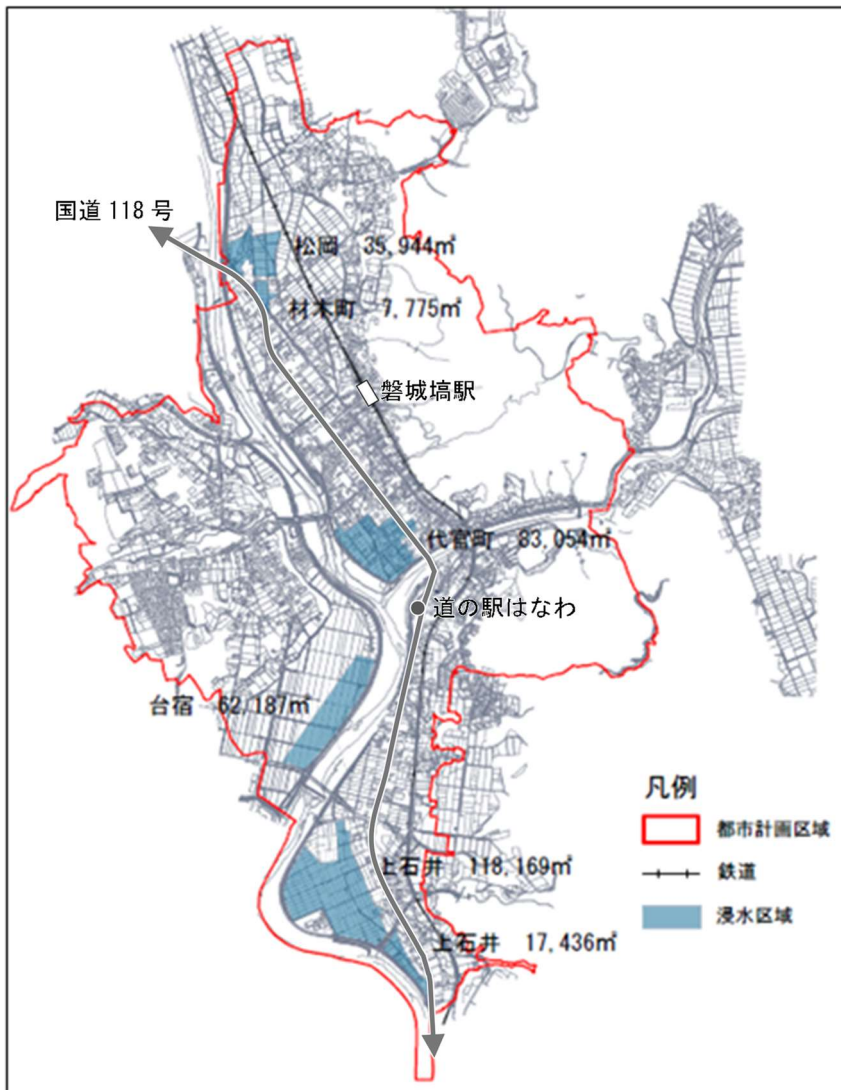
- ▶ 中心市街地における商業機能の低下懸念を踏まえた町の中心部としての機能維持とにぎわい創出
- ▶ 道の駅はなわの観光拠点性を高めつつ、町民参画の地域づくりも促しながら人々が回遊するような仕掛けづくり
- ▶ 通院や通学などの際の公共交通手段の確保・充実
- ▶ 子どもが運動できる公園の整備や地域の高齢者の参画による子育て環境の充実
- ▶ 人口減少と高齢化が一層進むなか、市街地から山間部にいたるまでの地域住民の生活環境の維持

まちづくり課題

①安心・安全なまちづくりに関する課題

近年は、台風や豪雨など自然災害が激甚化しており、久慈川をはじめ多くの河川が流れる本町においても、令和元年の台風 19 号で甚大な浸水被害が発生したため、対策が急がれます。

■都市計画区域内の台風 19 号（令和元年 10 月 12～13 日）浸水及び冠水箇所



出典：塙町生活環境課

塙市街地には、各種機能が集積していることから、防災拠点機能の強化や建物の耐震化、大雨等による浸水被害の抑止、災害時における避難行動、避難生活などを想定した取り組みが必要と考えられます。

塙町都市計画マスタープランにかかる地域別懇談会（令和 2 年度開催）では、特に中心市街地における排水施設整備や安全な避難場所、避難路の確保といった水害対策の徹底の必要性も指摘されています。

埴町第六次長期総合計画アンケート調査（令和元年度）では、「犯罪が少なく、災害に強い安心で安全なまち」を求める声が多く、犯罪や自然災害に対する対応の充実が急がれます。また、歩行者の交通安全性や夜間の防犯灯設置など、事故や犯罪からの安全性確保も重要な課題です。

日頃からの高齢者や子どもの見守りだけでなく、災害時の避難行動や避難所運営など、地域の主体的な取り組みがますます重要視されています。

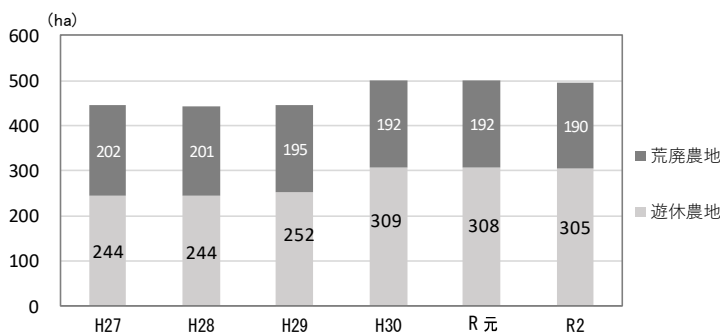
②まちの土地利用に関する課題

埴市街地を含む本町の都市計画区域は、用途地域指定等、一定の拘束力がある土地利用誘導策を持ちませんが、町民の生活拠点となる市街地への都市機能の立地や利便性確保のために、一定程度計画的な土地利用誘導についての手法を検討する必要があります。

町内では、都市化の進行により各地で農地転用等による開発が進められてきました。その一方で、近年の後継者不足等により、農地の荒廃化や遊休農地の増加も懸念されます。埴町第六次長期総合計画アンケート調査（令和元年度）では自然環境の保全を求める声も多く上がっていますが、将来的な都市機能の維持・向上のため、山林や農地の一部開発については容認していく必要もあることから、耕作放棄地の有効利用も含め、調和のとれた保全と開発が求められます。

人口減少と高齢化に伴い、町内各地で空き家、空き地等が増加しており、埴市街地においても空き家数の増加が確認され荒廃も危惧されることから、有効活用を含めた対策が求められています。

■ 荒廃農地及び遊休農地面積の推移



出典：埴町農林推進課

■ 空き家数の状況

調査年度	H27	H30	増減
空き家数	322	335	+13

出典：埴町空家等対策計画

③町民生活を支える施設の整備に関する課題

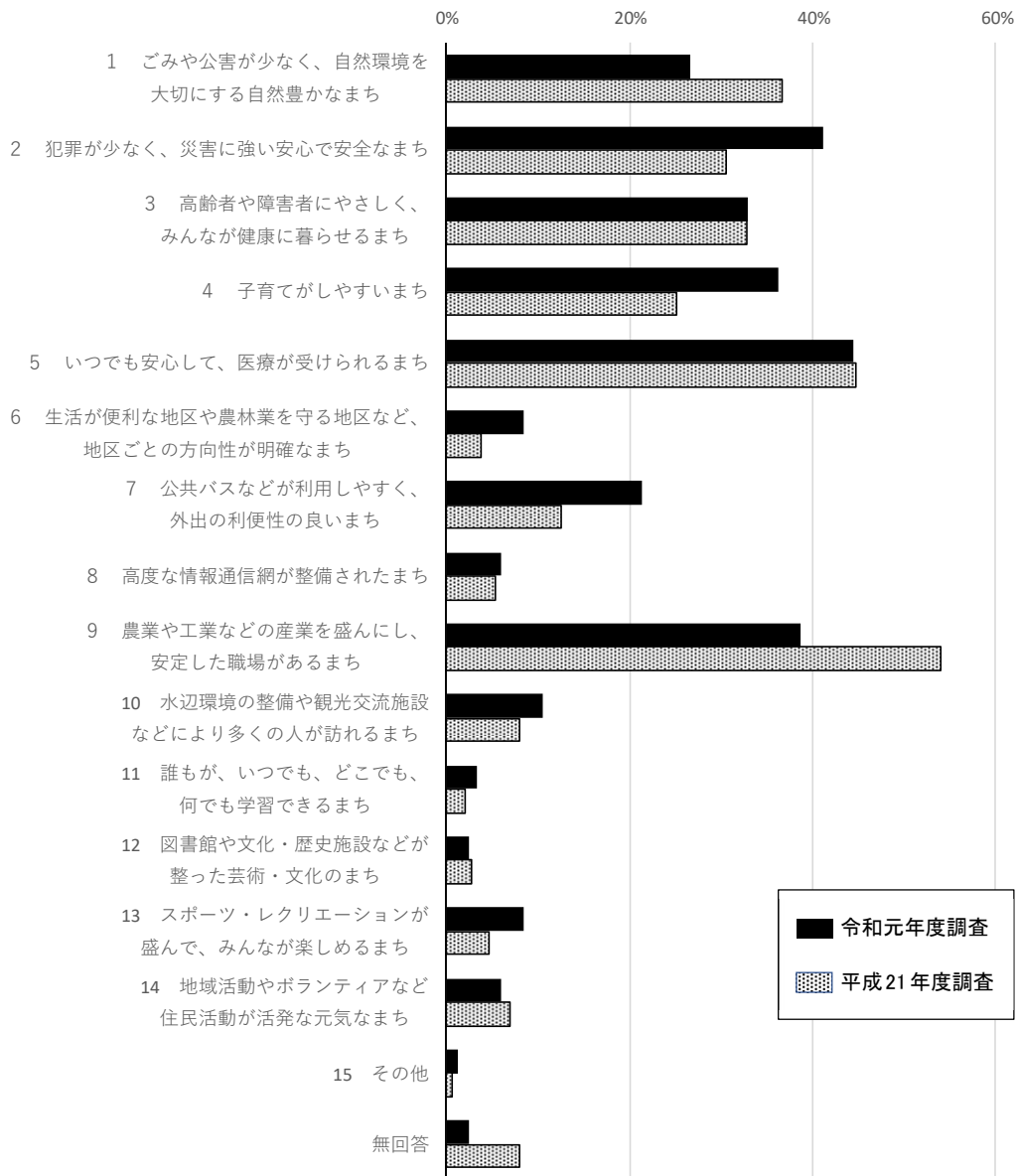
公共施設等については、利便性の確保と適切な維持・更新が求められますが、今後の人口減少や人口構造の変化に対応しながら施設の適正配置や統廃合・複合化、民間活力の活用、管理運営の効率化・コストの削減への対応を検討する必要があります。

埴町第六次長期総合計画アンケート調査（令和元年度）では、「医療・福祉の充実」や「安全快適に暮らせるまちづくり」「安定した職場づくり」を望む声が多く、適切な施設配置が求められます。

■ 埜町がめざすべき方向性（回答結果集計）

回答者のうち「いつでも安心して、医療が受けられるまち」と回答した方の割合が最も高く、次いで「犯罪が少なく、災害に強い安心で安全なまち」となっています。

前回調査と比較すると、最も割合の高かった「農業や工業などの産業を盛んにし、安定した職場があるまち」が今回調査では大きく割合が減少しており、産業への関心よりも、医療や安心・安全なまちづくりへの関心が相対的に高まっていると考えられます。



出典：埜町第六次長期総合計画アンケート調査（令和元年度）

④便利で快適なまちづくりに関する課題

各種機能の集積する埴市街地において、商業機能の低下などが懸念されており、町の中心部としての機能の維持とにぎわい創出が求められます。

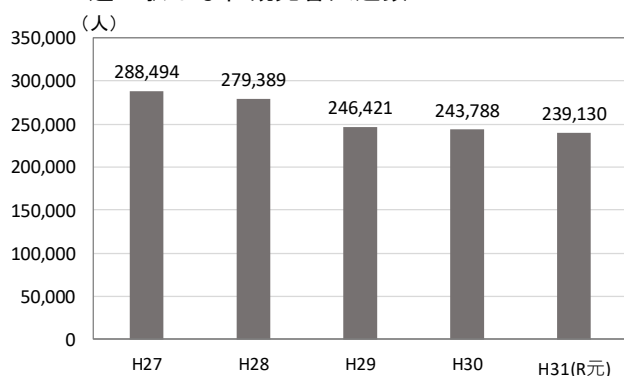
道の駅はなわには多くの人々が立ち寄り交流していますが、今後もその観光拠点性を高め、町民による地域づくりへの動きも取り入れながら、人々が回遊するような仕掛けづくりが求められます。

高齢者や高校生などの自動車を運転しない人にとって、鉄道やバスなどの公共交通が不可欠ですが、運行本数が限られており、その充実が求められます。

埴町都市計画マスタープランにかかる子育てママの懇談会（令和2年度実施）からは、子どもが運動できる公園の整備や、地域の高齢者の参画による子育て環境の充実などが求められています。

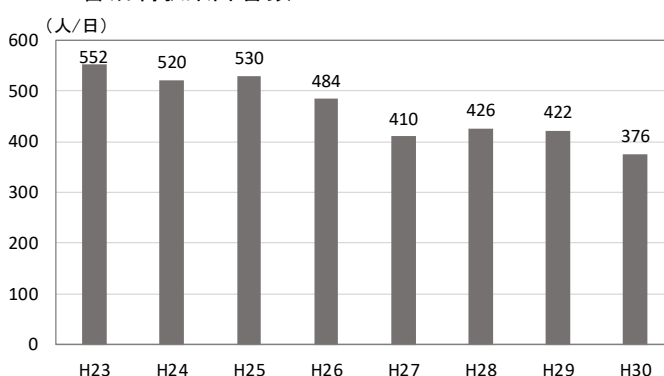
人口減少と高齢化が一層進むなかで、市街地から山間部にいたるまで地域住民の生活を維持し町の持続性を確保する必要があります。

■道の駅はなわ観光客入込数



出典：福島県観光客入込状況

■磐城埴駅乗降客数

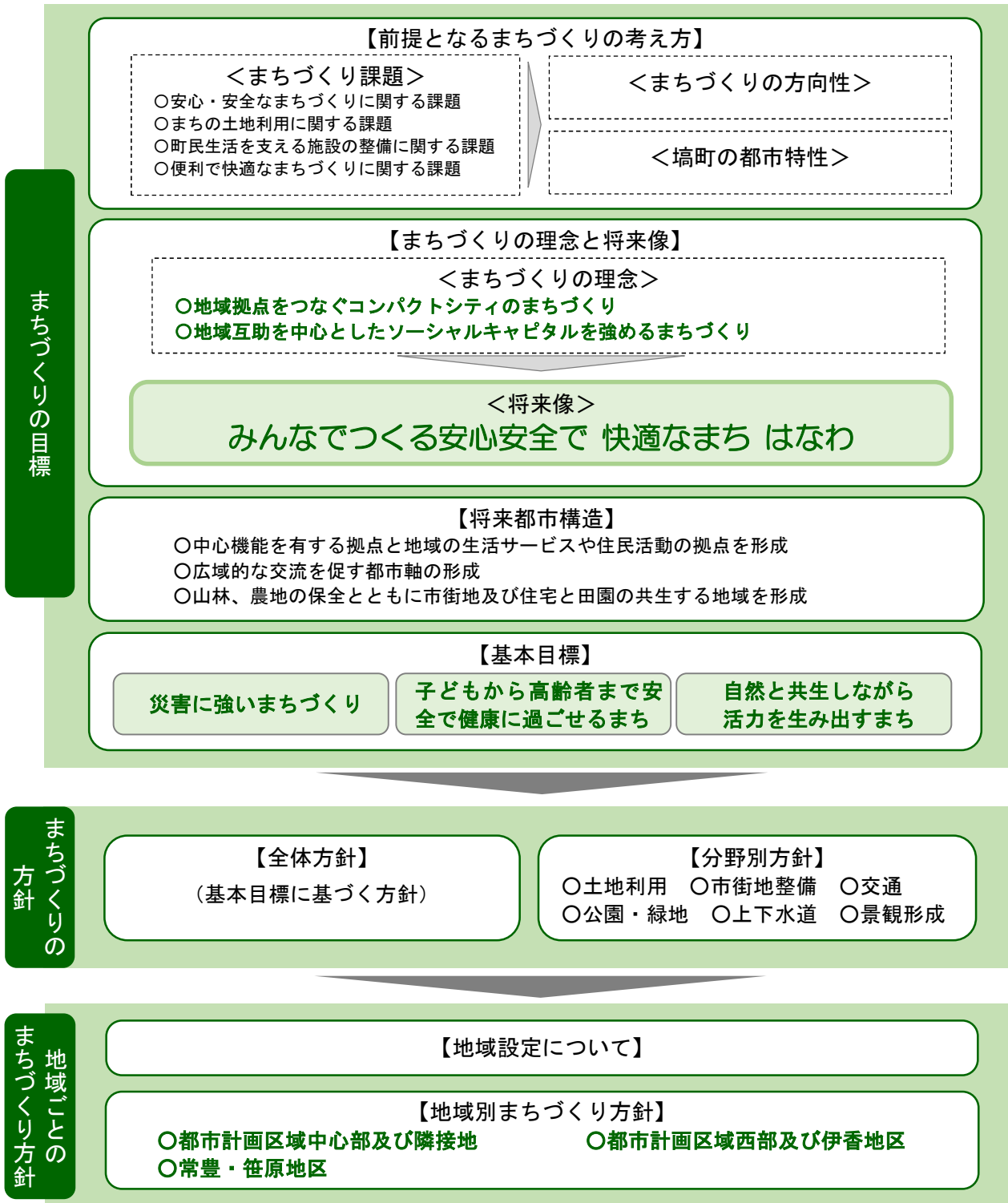


出典：国土数値情報（平成30年度）国土交通省
国土政策局を加工して作成

3. 埴町都市計画マスタープランの構成

前項までに整理した「まちづくり課題」の解決とともに、埴町の都市計画を主軸としたまちづくりのあり方について下図に示す事項により設定します。

■都市計画マスタープランの構成



4. まちづくりの目標

(1) 前提となるまちづくりの考え方

①まちづくりの方向性

まちづくり課題を踏まえ、都市計画マスタープランが前提とするべき「まちづくりの方向性」をまとめると以下のとおりとなります。

1 多発する自然災害に対応するまちづくり

地球規模での温暖化が進行し、自然災害の激甚化が顕著となっています。令和元年台風19号では町内でも市街地における浸水、土砂崩れ等の被害が各所で発生し集落からの移動が制限されるなど、自然災害に対する脆弱性が改めて確認されました。豊かな自然に恵まれた本町にあって、山林や農地の荒廃を食い止め、災害の危険性を少しでも和らげることで、台風や豪雨災害等の際の安全性をより一層高めていきます。

2 安心な生活基盤を確保するまちづくり

人口の減少や少子高齢化の更なる進行とともに空き家、空き地が増加してきています。町内に新たな住宅地や働く場の不足などによる若年世代の町外流出もみられています。また、町民生活を支える道路等の都市基盤施設の一部では老朽化も進んでいることから、町人口の将来動向も踏まえた、各公共施設等の適切な維持管理、更新を進めていきます。

3 豊かな自然を活かすまちづくり

町民に豊かな恵みをもたらしてきた山林や農地の荒廃も進んでおり、町民からは自然環境の保全を求める声も多く上がっていることから、将来にわたる適切な維持管理に取り組むとともに、良好な自然環境や古から継承されてきた文化的資源を将来のまちづくりに活用していきます。

4 町民みんなが主役のまちづくり

これまで都市計画で扱ってきた土地利用や施設整備だけでなく、行政、事業者、住民がそれぞれ役割を担いつつ、「協働によるまちづくり」を進めていきます。

将来的な人口減少を見据えた、地域コミュニティ維持への対応とともに、日頃からの高齢者や子どもの見守りだけでなく、災害時の避難行動や避難所運営などにおける地域の主体的な取り組みなどの「町民による地域づくり」を促します。

② 塙町の都市特性

▶ 合併による町の拡大と中心市街地特性

塙町は福島県中通りに属し、県域のほぼ南端に位置します。八溝山系を水源とした久慈川が町の中心部を流れ、その流れに添うように市街地や農地、山林地が広がっており、こうした地形上の特性から旧町村地域が、河川や山地で区切られる範囲として形づくられてきました。そして明治 22 年の町村制施行以降、昭和 23 年に常豊村の町制施行により塙町となり、昭和 31 年 3 月 31 日の合併により塙町が誕生しました。このように町域が幾度の合併を経て形成されてきたことから、旧町村の中心部が現在の町域に分散的に配置される構造となっています。

また現在の塙町中心市街地は、かつての広大な農地が下地となって形成されており、これまでに一定の都市機能集積が図られた一方で、河川に近接し内水が滞留するおそれがあるなど災害に対する脆弱性も併せ持っています。



昭和 42 年ごろの大字塙地区

(現在の大町から柳町・代官町にかけては、かつて農地が広がっていました)

▶ 地域住民が担う「埴」のまちづくり

埴町は、かねてからスギやヒノキなど良質な木材の産地として、また米を主体にこんにゃくの生産や畜産などを営む農業地域として知られ、豊かな自然環境を背景にした特産物の産地として歩んできており、こうした生産活動を担ってきたかつての「集落」が日常生活の基礎単位ともなり、地域の生活環境づくりにおいても、地域住民自らが担ってきた経緯があります。

現在の「埴町」の成立以降、工業団地の整備や住宅団地の分譲など都市基盤の充実が図られ、いわゆる「都市化」も進んできましたが、地域住民が自らのまちを支える様々な活動に取り組む姿勢は現在にも継承されているものです。

■ 地域の主体的な取り組み例

- 伊香地区では、耕作放棄地の増加や農業従事者の減少といった課題に対して、豊かな実りと農村の原風景維持のため、区民全員で農道・水路等の維持管理をしています。



- 矢塚地区では、住民同士の交流が少なくなっている中、廃校となった旧小学校を地域住民が運営するカフェとして利用し、交流の場として活用しています。



- 那倉地区では、廃校となった旧小学校を美術館として整備しました。過疎化が進む地域のなか、受付などの運営や施設周辺の美化を地区の住民で協力して行っています。



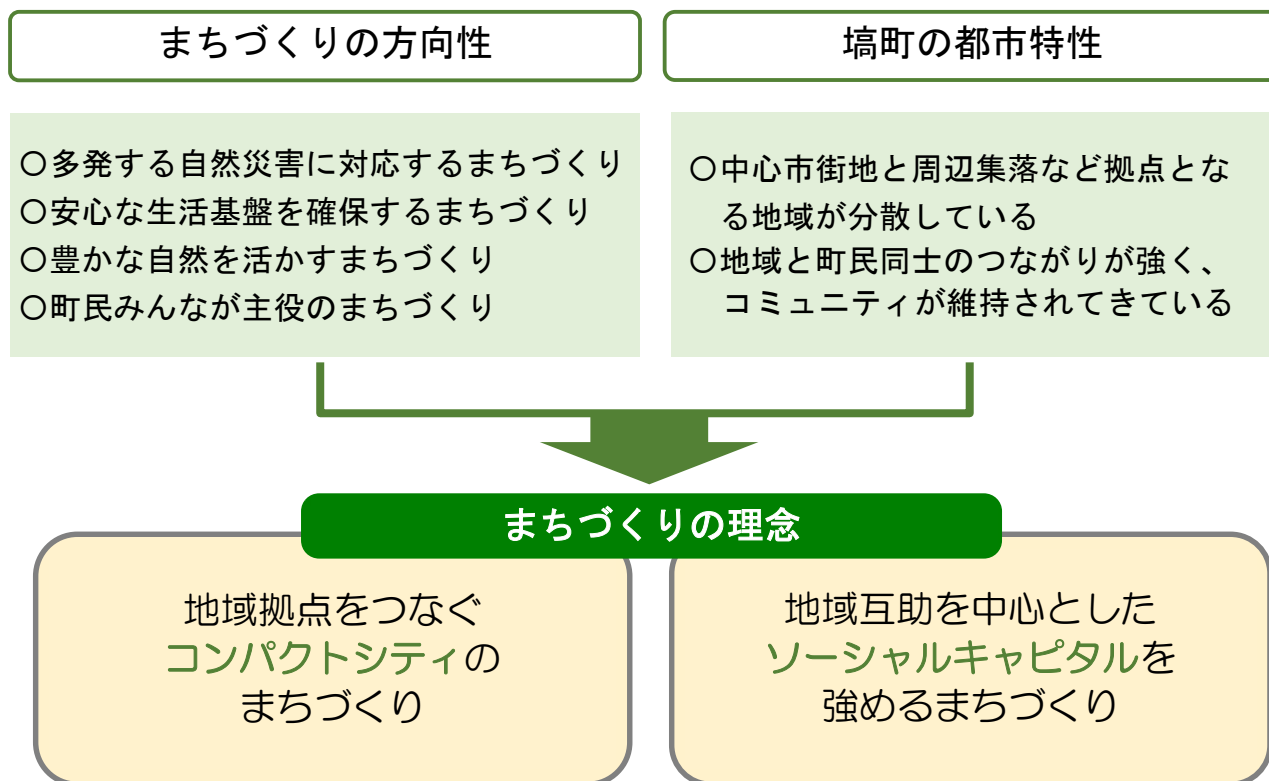
- 町内各地で地域の住民が中心となって花壇を作り、住民や通行人の癒しの場を提供しています。



(2) まちづくりの理念と将来像

①まちづくりの理念

前項で整理した、まちづくりの方向性と埴町の都市特性を踏まえて、将来にわたるまちづくりの理念を、以下のように大きく2つ定めます。

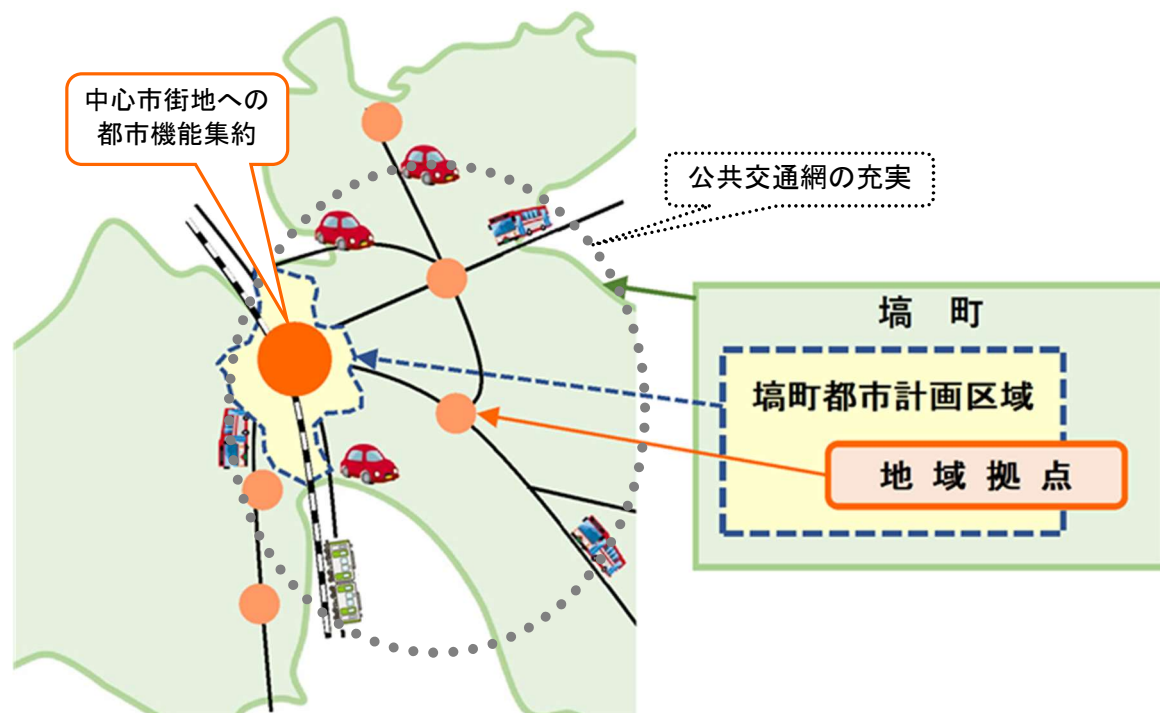


※コンパクトシティ……都市拠点となる中心的な市街地の再整備とともに、都市拠点と生活拠点とを交通網で結び、町全体を快適に移動できるネットワークを整備するまちづくりの考え方

※ソーシャルキャピタル…住民同士が協力し合い、社会活動を行う考え方
協力が強くなれば、より大きな地域活動に取り組むことができる

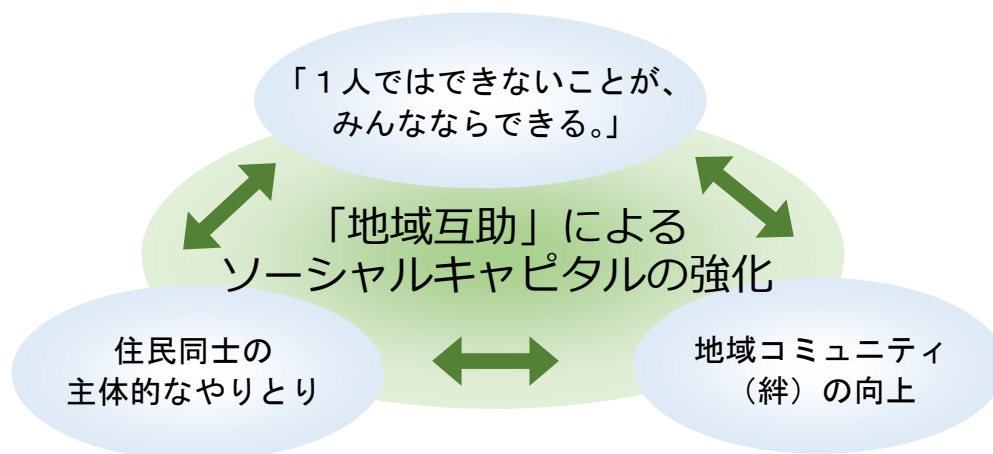
地域拠点をつなぐコンパクトシティのまちづくり

- 本町は、都市計画区域周辺に合併前の旧町村の中心部が地域拠点として位置し、これらをネットワーク化する取り組みを進めてきています。豊かな自然環境と生活基盤施設を活かしつつ、安心安全に向けてまちなかを新しく作り直し、多発化・激甚化する自然災害への対応と各種機能の連携等を図りながら快適でコンパクトなまちを創ります。



地域互助を中心としたソーシャルキャピタルを強めるまちづくり

- 本町には、生活環境の維持改善や道路沿線の景観保全などの取組が各地域で行われ、まちづくりを進めるうえでの原動力になっています。人口減少時代にあっても住民の絆を大切に、地域に関わりを持つ様々な住民がそれぞれの役割を再認識し、住民の主体的な活動を推進していきます。



②将来像

本町を特色づけているのは、「山」「水」「花」に代表される自然環境であり、住民にとっても町を印象づける資源となっています。一方で、近年多発する自然災害によりこれらの資源が時には町の脅威となる事態も想定されます。自然を理解し共存していく上で、自然環境が有する多様な機能を、様々な問題解決の手段（グリーンインフラ）として活かしたり、道路が持つ、モノ、文化の交流といった多様な機能、本町の特性である町内を流れる久慈川等の豊かな水系、これらの資源を生活資源や観光資源、文化交流資源、さらには防災・減災の資源として、まちづくりの中に見直しながらか活用していくこと（リノベーション）を目指します。

また、これらを柱としながら、住民が町に愛着と誇りを持ち、多様な都市活動を展開するために、命を守る防災活動や地域を特徴づける活動、水育・木育による文化の伝承などにより、地域の資源や文化を活用・継承し地域の互助を伸ばしていくことを目指します。

以上を踏まえ、都市計画マスタープランで設定する将来像については、上記の理念が実現された町の姿として、下記のとおり定めます。

みんなでつくる安心安全で 快適なまち はなわ

(3) 将来都市構造

本町は、公共施設や商業施設などの中心機能が集中する市街地部分と、その周辺に広がる住宅と田園の共生する地域、及びその外側の山林地域からなる都市構造となっています。

市街地部分と住宅・田園の共生する地域は、町中心部から概ね自動車で5分、自転車で20分程度の範囲内にあり、地域間の活発な移動・交流があります。これらの地域の中で、中心機能を有する都市拠点と、地域の生活サービスや住民活動の拠点となる生活拠点が連携し、生活利便性の高いまちづくりを進めます。

今後のまちづくりの方針を踏まえ安心安全で、農地や自然など各地域の魅力を活かしたまちづくりを進めます。

種類	名称	役割
拠点	都市拠点	商業・業務、行政、居住、観光・交流、工業、医療・福祉など、住民の生活利便性の向上に資する多様な都市機能の集積と維持・確保を図る
	生活拠点	地域生活サービスの提供、地域住民の産業活動等に必要な機能の維持・確保を図る
	観光交流拠点	既存の公園施設等の立地を活かし、町内外の交流促進とともに町の活性化を図る
軸	広域交流を促進する都市軸	埴町内や町と周辺都市とを円滑につなぐ交通軸として、適正管理と計画的な整備を図る
	地域間交流を促進する軸	都市拠点と各生活拠点、観光交流拠点との連携を支える軸として、適正管理と計画的な整備を図る
	河川沿いの水辺空間を形成する軸	防災とともに生き物の生息環境として配慮し、観光・交流・憩いの場となる高い親水空間として適正管理・活用を図る

(4) 基本目標

近年の災害発生への対応や社会課題の解決、町民意見などを踏まえた、安心安全で持続するまちづくりの実践に向けて、以下の3つの目標を設定します。

1 災害に強いまちづくり

- ・今後とも多発化、激甚化が見込まれる自然災害等に強いまちづくりを進めるため、市街地内の浸水対策のみならず、農地や山林も含めた町全体での様々な取組を進めます。

2 子どもから高齢者まで安全で健康に過ごせるまち

- ・様々な世代が協力し合い、安心して快適で健康に過ごせるまちを、ハード・ソフト両面から充実を図ります。

3 自然と共生しながら活力を生み出すまち

- ・山林や農地などの緑豊かなまちの特性を今後も維持していくよう、その保全・活用を図っていきます。

5. まちづくりの方針

まちづくりの方針は、将来像を実現するための基本目標を展開した「全体方針」と、都市計画に基づくまちづくり分野ごとの「分野別方針」を設定します。

(1) 全体方針

将来像として定めた「みんなで作る安心安全で 快適なまち はなわ」の実現のための、3つの基本目標ごとにまちづくりに関する方針を展開します。

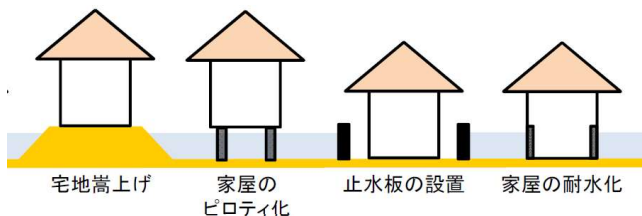
①災害に強いまちづくり

▶本町は、令和元年台風 19 号により大きな被害を受けており、今後も激甚化が想定される自然災害等に強いまちづくりを進めるため、市街地内の浸水対策のみならず、農地や山林も含めた埤町全体での様々な取組を進めます。

【主な取組】

1) 災害に対応した市街地整備

- 都市機能が集積している市街地については、歩いて生活できる利便性がある一方、久慈川に接することから浸水被害等の災害危険性も有しています。そのような危険性を軽減できるように住宅の嵩上げや雨水排水施設を整備していきます。併せて市街地周辺のより安全な土地への住宅地等の移転誘導を検討します。
- 激甚化する自然災害や依然終息の見えない「コロナ禍」の状況等を鑑み、今後とも予知の困難な災害等の発生が懸念されることから、これまでのまちづくりの基準の見直しなどに対応した市街地整備、施設整備に取り組みます。



出典：まちづくりと連携した水災害対策について（国土交通省）

2) グリーンインフラの視点を取り入れた災害対策

- 市街地周辺の農地が持つ多様な機能を活用した整備を進めるとともに、市街地を囲む山林の適切な維持管理を進めることで、浸水被害のみならず土砂災害の防止に努めます。

3) 災害発生時に備えた対策

- 発生する災害に備え、各種避難所や行政施設を結ぶ道路について幅員を十分に確保するなど整備を進めます。利活用が進んでいない空き家・空き地についても災害対策の面から倒壊対策や防災空地としての活用を進めていきます。
- 公共施設・学校施設の安全性を確保するとともに、起こりうる災害及び避難経路を想定した上での避難所等の整備を進めます。
- 自然災害に対し事前的な行動がとれるよう、ICTの導入による防災情報発信システムの活用や地域コミュニティ活動におけるDX推進を図ります。



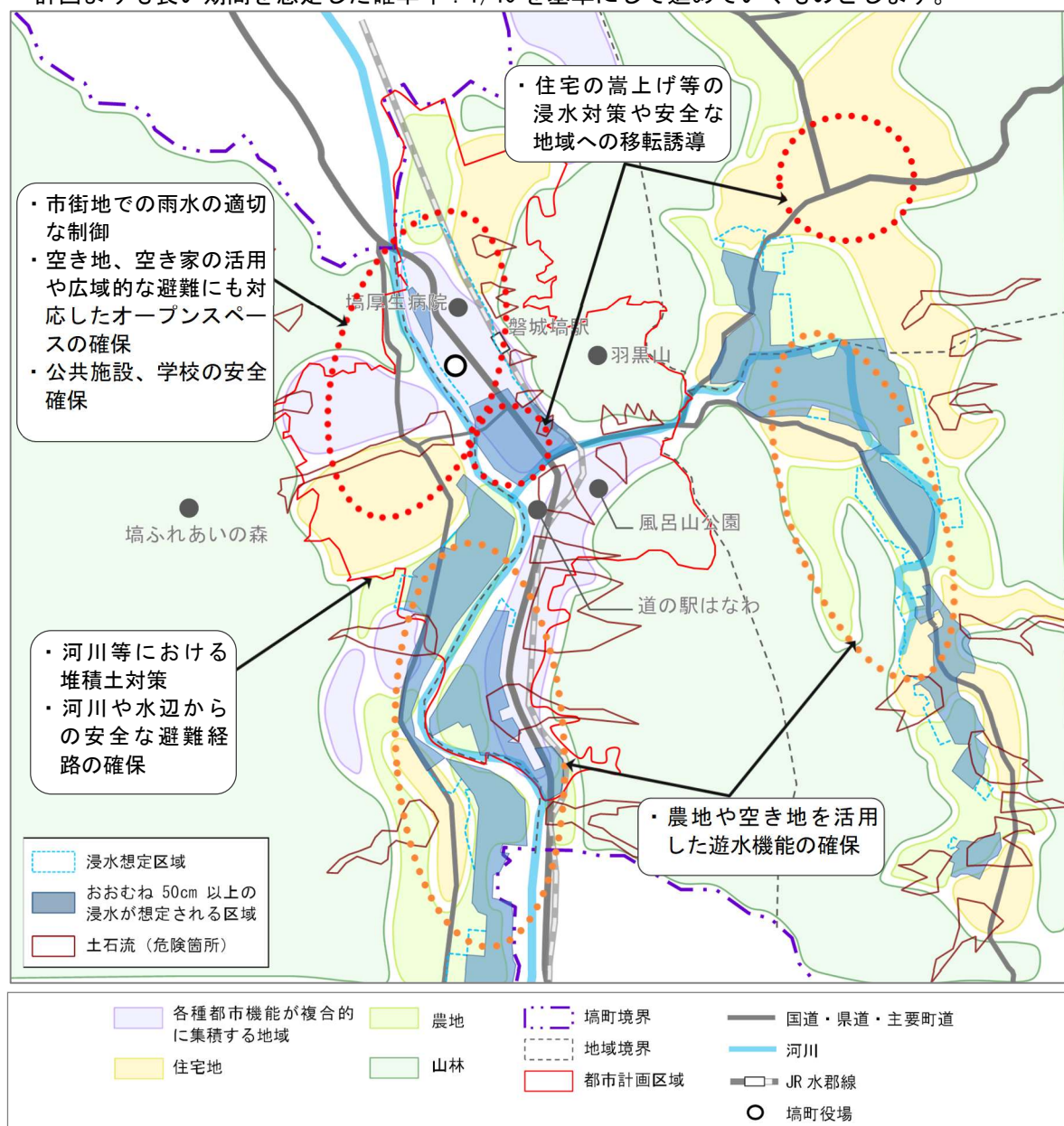
出典：洪水ハザードマップイラスト集（国土交通省）

4) 日常からの防災意識の向上

- ・日頃から住民の防災意識向上を目指し、日常的な防災訓練や到達水位の表示を実施します。さらには、近年進歩の目覚ましいデジタル技術を活用した避難シミュレーションや新たな情報伝達手段を用いて、住民の安心安全を図っていきます。

■水害対応方針図

※福島県が定める「一級河川久慈川水系久慈川上流圏域河川整備計画」においては、確率年：1/10 を前提としております。埴町都市計画マスタープランに基づくハード整備においては、県計画よりも長い期間を想定した確率年：1/40 を基準にして進めていくものとします。



②子どもから高齢者まで安全で健康に過ごせるまち

▶ 今後とも人口減少や少子高齢化が見込まれており、様々な世代が協力し合い、安心して快適で健康に過ごせるまちづくりを目指します。

【主な取組】

1) 医療福祉施設等の利便性向上

- ・市街地には埴厚生病院を核として老人保健施設やデイサービスセンターが立地し、医療福祉ゾーンを形成しています。今後も医療福祉施設の集積を進めるとともに、施設へのアクセス改善を図り、利用者の利便性向上を図ります。
- ・多くの人が活用する公共施設や道の駅などの観光交流施設においても、水災害をはじめとする各種災害に対する安全性を確保するとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を普及していきます。それらの施設を結ぶ道路についても利用者の安全を守るための整備を進めます。

2) 安心安全の交通環境整備

- ・医療等施設へのアクセス向上のための整備をはじめ地域拠点間道路の整備により市街地から離れた地域においても安全で快適に移動できる道路整備やデマンドタクシーなどの新たな交通手段の確保を図ります。
- ・市街地内の狭あい道路の解消を進めるとともに、通学路等においては、安全柵の設置、ブロック塀の点検や防犯灯の設置など道路周辺の安全を確保し、徒歩や自転車で「歩いてすごせる」まちづくりを推進します。

3) 健康を支えるインフラの充実

- ・近年の健康志向の高まりから、徒歩や自転車等多様な交通手段の利用を促進するために、安全性に配慮しながらサイクリングロード等の整備を進めます。
- ・羽黒山や米山などは町の歴史を伝える資源であるとともに、気軽に自然に親しめる場であることから、森林浴等を楽しめる環境として整備に努めます。
- ・公園の維持管理を強化するとともに、空き家・空き地等を利用した新たな公園等の整備を進めます。

4) 住民の絆づくり

- ・地域ごとに行われている伝統行事の継承、地域の顔となる地区活動、地域での子育てや1人暮らしの高齢者への支援等を後押しし、子どもから高齢者までの誰もが身近に交流し快適に過ごせる持続可能なまちづくりを目指し、既設のIPネットワークや集会施設、空き家なども利活用しながら、健康維持活動の充実や地域の互助活動の支援を進めていきます。



③自然と共生しながら活力を生み出すまち

▶ 町域の約7割を森林、約1割が農地という水と緑豊かな環境を継承していくよう、樹木の更新や新たな植樹、営農支援などを図り、森林・農地の有する多面的機能を維持し、その恵みを活かし共生しながら、産業などの活力あるまちづくりを目指します。

【主な取組】

1) 良好な自然資源の保全

- 町内には奥久慈県立自然公園、橋場緑地環境保全地域（シラカバの天然林）、久慈川等の豊かな自然環境が広がり、特徴ある景観が形成されています。これらの自然環境について、適正な維持管理と活用を図りながら、次の世代へと継承します。
- 全国的に太陽光発電施設や風力発電施設等再生可能エネルギー設備整備のための大規模開発が行われ、防災や景観面の問題が発生しており、本町においても自然環境との調和を図りながら適切な規制・誘導を検討していきます。
- 久慈川等の河川については、水質の保全やごみの不法投棄防止など利用と保全の調和を図りながら、良好な環境の維持に努めます。また、子どもたちへ河川や水源となる山林の保全を含め、水を取り巻く環境を大切にすることを教える「水育」を進めます。



2) 自然環境と活力の調和

- 本町には県内屈指の製材業者や木材市場が立地しており、豊富な森林資源を生かした木材産業の充実と立地集積を促進するとともに、幼い時から木に親しむ「木育」を進め、名実ともに木の町はなわを目指します。
- 水稻を中心とした農地の集約化や生産基盤の整備とともに、雨水貯留機能など多面的な効果の持続を促します。

3) 市街地と自然環境が共生した土地利用

- 本町の市街地は住商工混在型の土地利用となっているほか、市街地周辺部では宅地と農地の混在が見られ、良好な生活環境、営農環境等の形成を図るために、土地利用の純化を目指します。
- 有効な活用が見いだせない宅地、農地等については、集約化による他用途への転用等有効活用を検討します。

4) 産業を支える基盤整備

- 空き店舗活用や商業機能の再構成などを誘導し、商店街の賑わいづくりを進めます。
- 森林資源や ICT 等の技術を活用した産業振興を図るため、創業や企業誘致を支援するとともに、その受け皿となる新たな工業団地整備について検討します。
- 安全に快適に移動できる環境を整えることで、道の駅利用やヘルスツーリズム、サイクルツーリズムなどの観光振興を図ります。

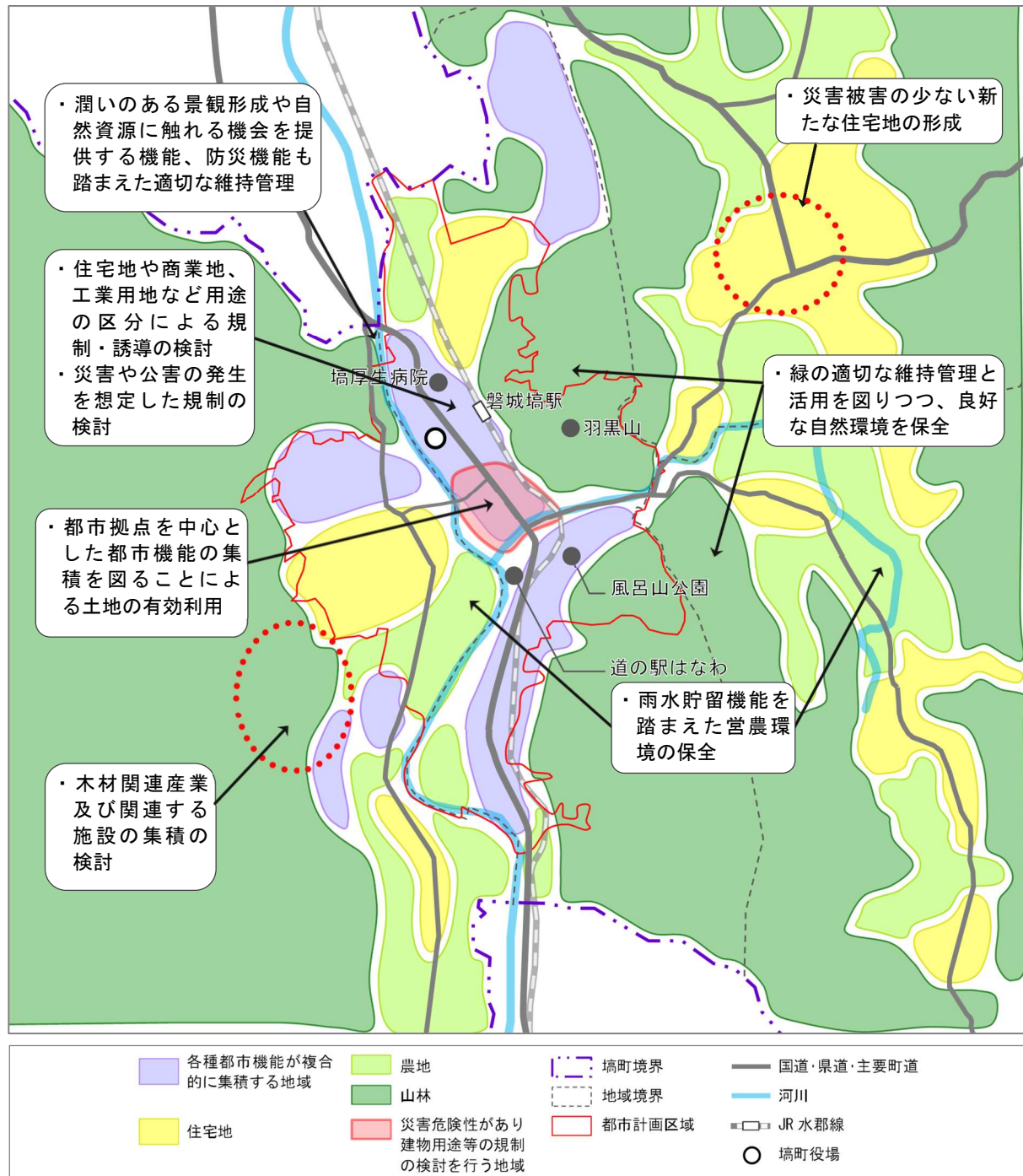
(2) 分野別方針

都市計画に基づくまちづくりの観点から6つの分野を設定し、各施策を展開していきます。

①土地利用に関する事項

▶将来的なまちの発展と想定される災害等に対応できるよう、町土の計画的かつ適切な利用と有効活用を図ります。

■将来土地利用方針図



【主な取組】

1) 各種都市機能が複合的に集積する地域

- 住宅をはじめ、商店や工場など建物用途の混在する地域においては、適正な住宅地環境を維持するための工場等の移転促進や、住宅地や商業地、工業地などの土地利用区分について検討していきます。
- 町民生活に必要な教育、医療、福祉などの施設については、民間活力の導入を視野に入れた複合化による整備など、都市拠点を中心とした集積を図り土地の有効利用を進めます。

2) 農地

- 農地については、雨水貯留機能も踏まえ、営農環境の保全に努めます。さらに、農業振興計画の見直しを行い、優良農地の保全や計画的な活用方向についても検討します。
- 営農条件が厳しい農地については、山林等の他用途への土地利用転換について検討します。

3) 山林・河川

- 市街地周辺等に広がる奥久慈県立自然公園については、適切な維持管理とともに活用を図りながら、良好な自然環境の保全に努めます。
- 山林は、災害防止や水源涵養など多面的機能を有しており、防災的な対策とともに、山林の育成環境を良好に保ちながら、良質な木材資源の確保と多様性のある自然環境及び良好な里山景観の形成を図ります。また、町民が自然とふれあう憩いの場としての利活用も進めます。
- 太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギー機器の整備などによる大規模な山林開発などについては、地元住民等との協議を行いながら適切に規制、誘導を図ります。
- 河川については、潤いのある景観形成や自然資源に触れる機会を提供する機能としてだけでなく防災の視点も踏まえ、適切な維持管理を行っていきます。

4) 住宅地

- 土地利用の混在を抑制するための用途地域指定や、空き家・空き地について所有者への維持管理を要請するとともに、空き家バンクの活用等による有効利用を働きかけます。

5) 防災まちづくり

- 豪雨による浸水が懸念される地区については、効果的な雨水排水対策を図るとともに、自主防災組織の育成・結成等による地域防災力の向上と、行政の初動体制等の充実を図ります。
- 災害の発生を想定した建築物規制等の検討とともに、災害被害の少ない新たな住宅地整備についても検討します。
- 多くの人々が利用する建物や生活関連施設及び住宅の耐震化、バリアフリー化を促進します。

【主要施策】

- 災害被害の少ない場所への新たな住宅地形成に向けた誘導
- 市街地の実情と災害危険性に応じた住居、商業などの用途の適切な配置（土地利用の明確な区分）
- 農業振興地域整備計画の見直し
- 災害危険箇所における土地利用規制や建築規制の誘導
- 人口の町外流出抑制と転入の促進に向けた安全な居住エリアの形成
- 人口の減少傾向を踏まえた市街地規模の維持
- 農地周辺部における営農環境の保全や雨水貯水機能確保のための里山の保全・活用、適切な開発の規制・誘導
- 集落地における居住環境の維持、継承

【主な取組】

1) 中心市街地

- AI 活用により、今後の人口減少を前提とした中心市街地規模を踏まえた公共公益施設の集約的配置、更新の検討や、ICT の導入等により、高度情報社会に対応した市街地づくりを図ります。
- 商業ゾーンについては、後継者の育成や生活に必要な店舗の誘致等を図りながら、魅力ある商業機能の充実を促進します。
- 居住ゾーンについては、生活利便性の向上を図りながら、ニーズに応じた住宅の供給や空き家の利活用など市街地居住を誘導します。一方で、浸水被害など災害が想定されている区域においては、住宅浸水対策を推進するとともに、安全性が確保されていない住宅新築の制限を検討していきます。
- 医療・福祉ゾーンについては、鉄道駅や幹線道路など交通アクセス性の良い場所に、埴厚生病院を核として高齢者福祉施設などとの複合化施設、子育て支援施設などを立地させ、地域の医療・福祉を支えます。

2) 道路・河川

- 道路については、広域的な交通の円滑化を図りながら、歩行者や自転車通行の確保、歩道のバリアフリー化など、安全に歩いて暮らせる環境整備を進めます。
- 河川については、久慈川、道の駅沿いにサイクリングロードを整備し、町民の健康増進、広域的な交流を促進します。

3) 拠点施設

- 多くの人々が利用する埴町役場、鉄道駅、道の駅について、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、老朽化への対応や利便性の向上、安全性の確保などを踏まえた維持、更新を進めます。
- 市街地の背後に位置する羽黒公園、風呂山公園については、既存施設の更新や樹木の適正管理、オープンスペースや保水力確保等の防災機能面の向上等により、憩いの場として活用しながら、自然災害を未然に防ぐグリーンインフラとしての充実を図ります。

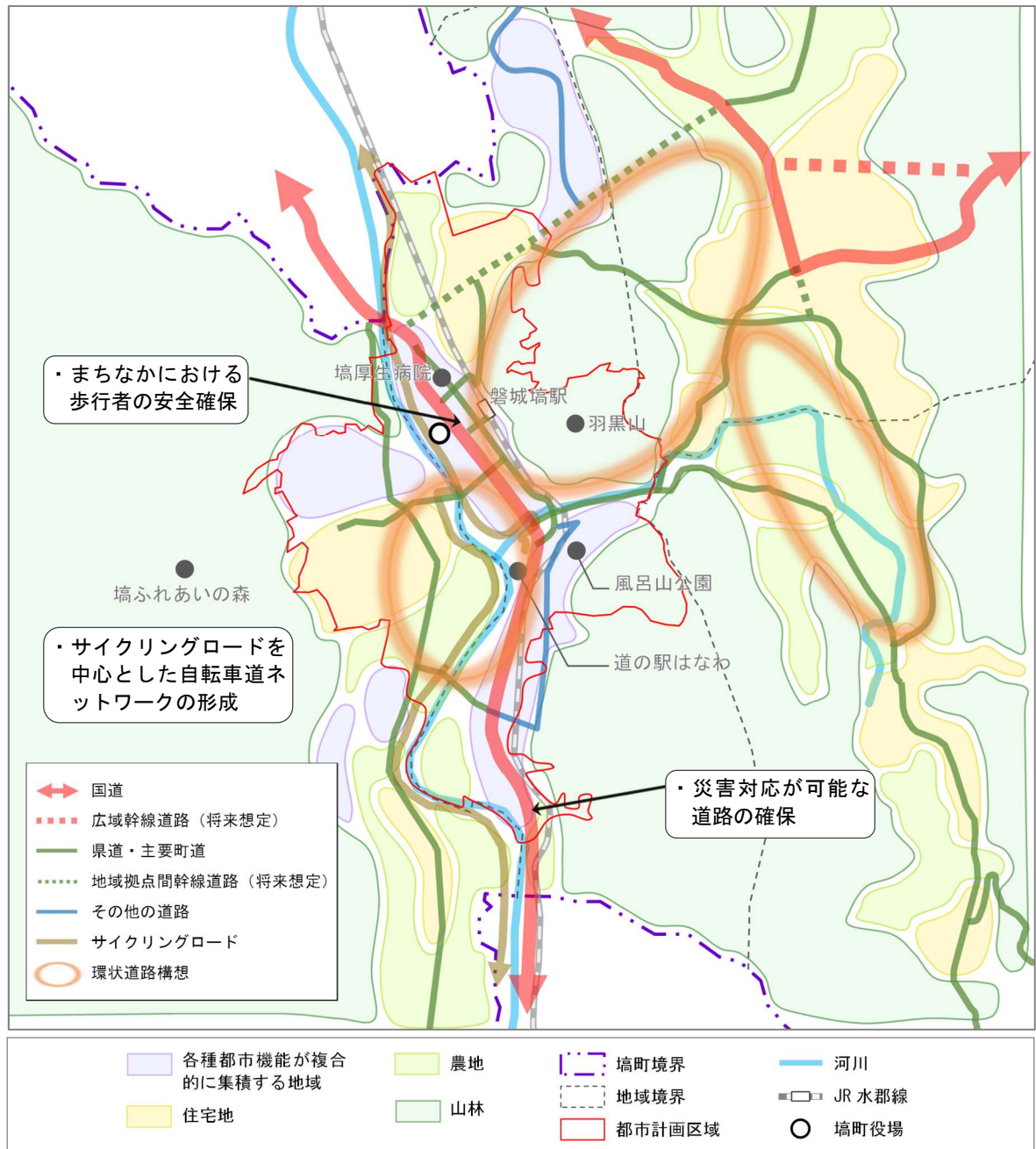
【主要施策】

- 既存施設を活かした、利便性の高い市街地の形成
- 河川と住宅が近接しているエリアにおける遊水機能を備えた施設整備の検討
- 浸透柵などの排水力強化を含めた災害に強い市街地づくり
- 公共施設の長寿命化及び適切な配置
- 市街地と緑地等が共生するまちづくりを目指した規制と開発誘導の推進
- 利用者ニーズに対応した機能の充実や統廃合等による、公共施設等の適正な規模や配置の検討
- テレワーク・ワーケーションの推進に対応した市街地の整備
- 道の駅等を中心とした遊歩道やサイクリングロードの活用による地域資源の活性化

③交通に関する事項

▶交通施設における、都市活動・都市生活を円滑にさせる動脈的な役割を果たしつつ、町土の合理的利用と有効活用を図っていきます。

■道路・交通網等の配置方針図



【主な取組】

1) 国道・県道・主要町道

- ・道路については、広域アクセスを担う国道と近隣町村間を結ぶ県道、町内各地の交通を円滑に処理する主要町道を中心にしつつ、それらを補完するその他の道路を整備し連続性の高い道路網を構成します。
- ・災害時でも物資などを輸送できるよう都市・地域拠点間を結ぶ道路の安全性を高めるとともに、万が一寸断されても移動は確保できるよう、迂回ルートなどの確保に努めます。

2) その他の道路

- ・公共施設や避難所を結ぶ避難路の拡幅や物流道路の整備により、災害時対応が可能な道路の確保を目指します。さらに、歩行者や自転車を含めた多様な交通手段に対応し、誰もが快適に移動できる道路空間づくりに努めます。
- ・防災上改善を要すると思われる地域については、安全性の確保に向け、狭あい道路の解消などに努めます。

3) 公共交通

- ・公共交通については、人口の分布を加味し、利用需要に合った運行路線・運行形態を踏まえ、利便性の高い町内ネットワークの形成を図るとともに、タクシー券の発行やデマンド交通の導入などを検討していきます。併せて、行政が対応できない交通弱者への対応を住民や関係機関との協力により進めていきます。
- ・将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、バス、鉄道等の利便性向上について関係機関に働きかけます。また、サイクルトレインの運行によるサイクルツーリズムの振興など、施策との連携について働きかけます。

4) 自転車・歩行者

- ・久慈川沿いのサイクリングロードを主軸にした自転車道ネットワークの形成や道路における歩行者の安全確保に配慮します。

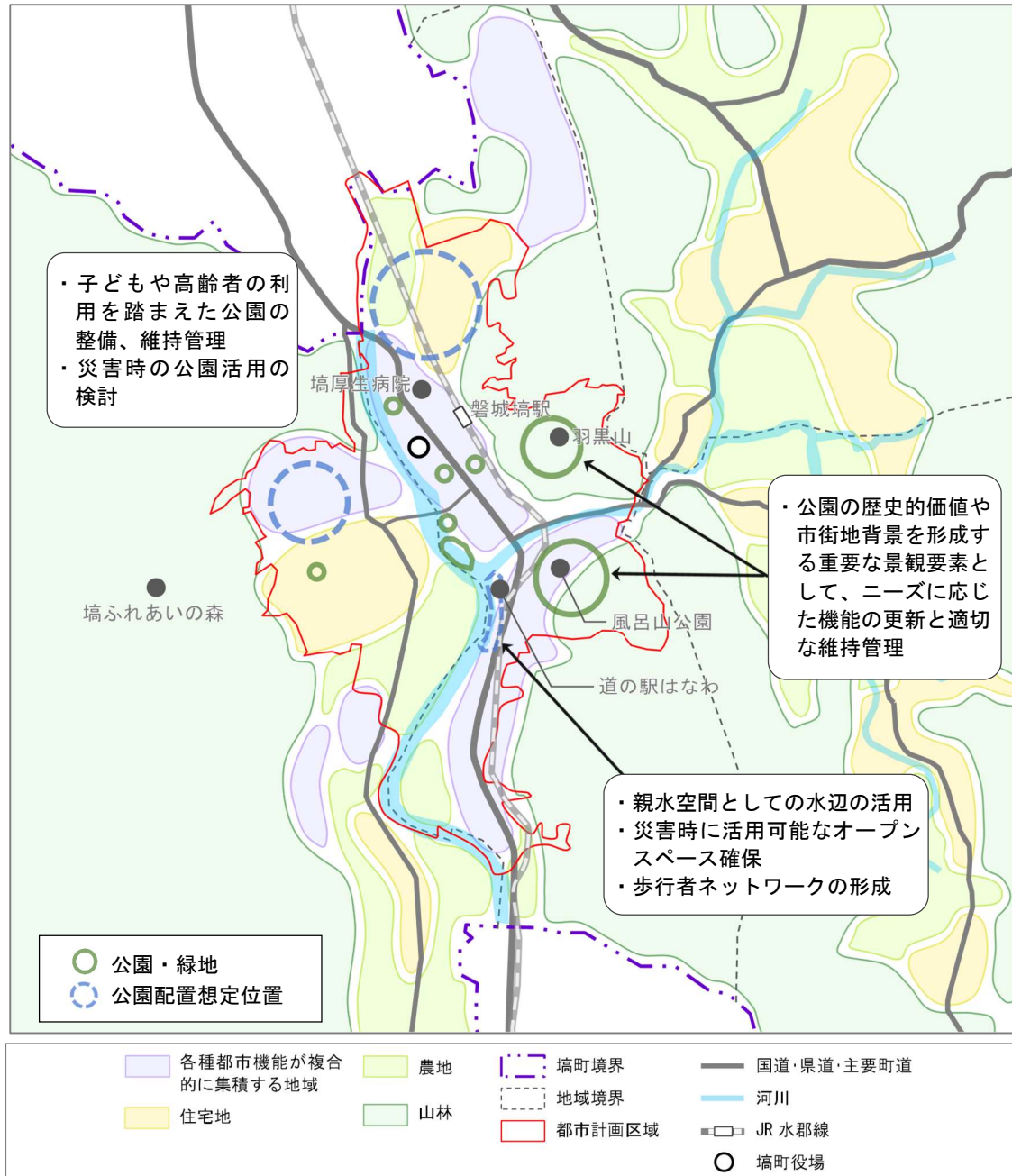
【主要施策】

- 町の活力向上に資する、広域交流を支える幹線道路の機能強化
- 避難路の拡幅や物流道路の整備による災害時対応が可能な道路の確保
- 公共施設にアクセスする道路の機能向上・安全性確保
- 地域内の生活道路の整備
- 多様な交通手段の導入検討並びに対応する道路空間の形成
- 歩行者、自転車も安全、快適に移動できる人にやさしい道路空間づくり
- 道の駅等を中心とした遊歩道やサイクリングロードの活用による交流促進と地域資源の活性化
- 公共交通網による利便性の高い町内ネットワークの形成
- タクシー券の利用向上やデマンド交通の導入検討

④公園・緑地に関する事項

▶生活に身近な公園や緑地を適正に配置し、安らぎを感じながら、誰もが快適に安心して生活できる環境づくりを目指します。

■公園・緑地の配置方針図



【主な取組】

1) 公園・緑地

- ・既存の公園緑地については、住民の協力を得ながら子どもの遊び場、高齢者の健康増進の場などとして、一層の魅力向上と機能の充実を図るとともに、災害時の避難所としても活用できるよう検討します。
- ・新たに整備を検討している公園については、災害時の防災空地や広域的な避難場所などとしての活用も想定します。
- ・公園緑地の維持管理について、地域管理組織の結成など町民との協働による維持管理体制を検討します。
- ・市街地東部に位置する羽黒公園、風呂山公園については、公園の歴史的価値や市街地背景を形成する重要な景観要素として、ニーズに応じた機能の更新と適切な維持管理に努めていきます。

2) 水辺空間

- ・市街地中心部に流れる久慈川周辺の水辺の空間について、親水公園として住民の憩いの場や景観としての活用とともに、災害時に活用可能なオープンスペースとして確保します。
- ・河川沿いを快適に散策できる歩行者ネットワークの形成や、人々が気軽に立ち寄る憩いの場の提供に努めます。

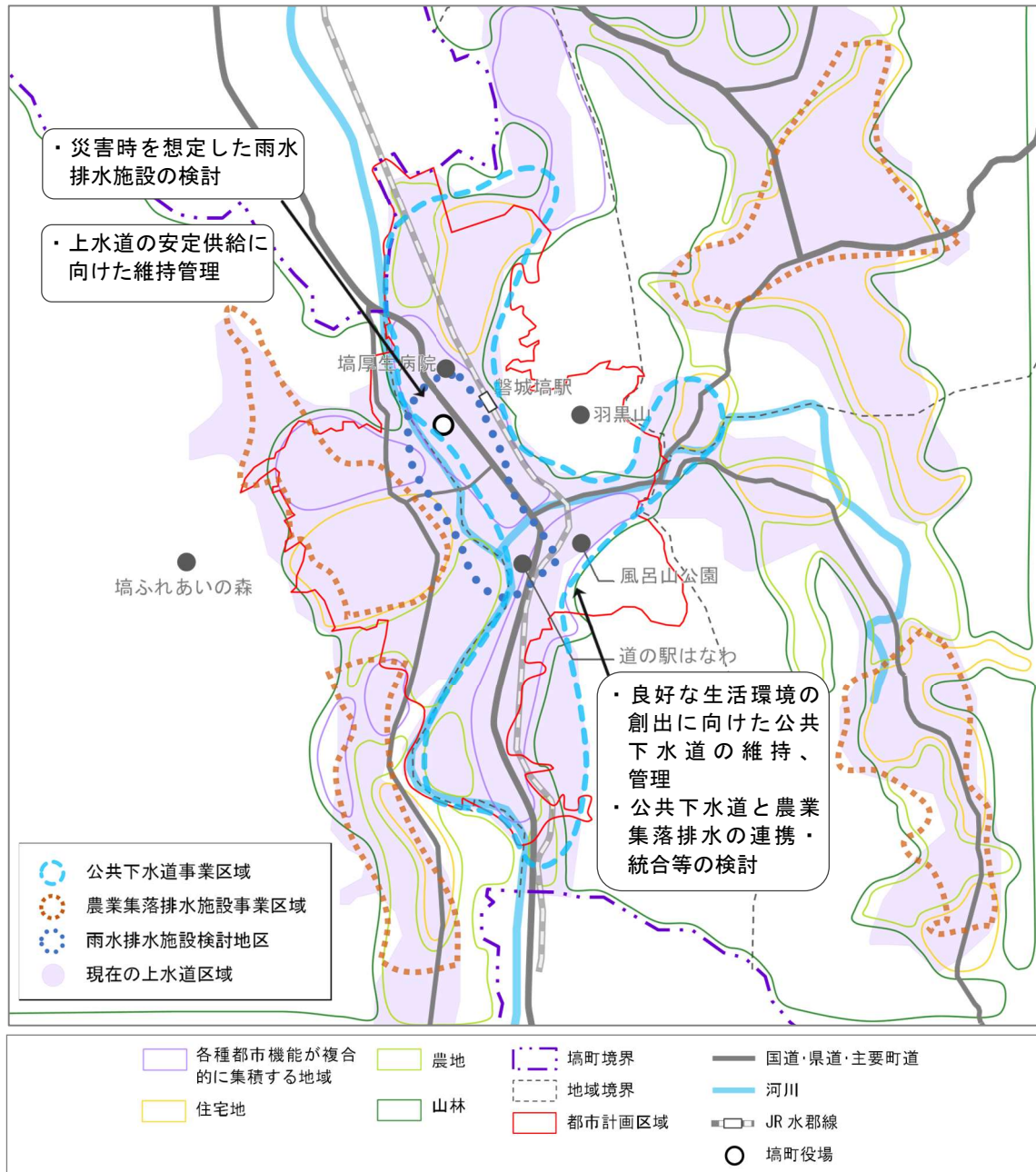
【主要施策】

- 防災空地や避難場所としても活用可能な公園・緑地の整備
- 親水公園の整備要請による水辺への親水性向上や歩行者ネットワークの形成、カヌー発着所の整備等促進
- 市街地内の公園、緑地の保全、活用の推進
- 地域住民や関係団体の共同による公園・緑地の維持管理

⑤上下水道に関する事項

▶上下水道については各施設の維持管理を進めながら、大雨等による浸水被害を軽減するため雨水排水施設の整備を実施します。

■上下水道等の整備方針図



【主な取組】

1) 上水道

- ・安心・安全な水質及び安定した水量を保持するため、既存水道施設の更新を推進するとともに、耐用年数が経過した老朽管の更新等を計画的に推進します。

2) 生活排水

- ・特定環境保全公共下水道については、現在の計画を進め良好な生活環境の創出に向け、適切な維持管理を図るとともに、施設の効率化のため農業集落排水施設との連携、統合等について検討します。
- ・下水道管調査、清掃、処理施設の点検整備などにより、既存施設の長寿命化や耐震化等の維持管理とともに、引き続き水洗化率の向上を図ります。
- ・合併処理浄化槽の整備の啓発を図り、生活排水の浄化を促進します。

3) 雨水排水施設

- ・大雨等による浸水被害が想定される中心市街地においては、雨水排水施設の整備など災害時を想定した機能の充実を図ります。

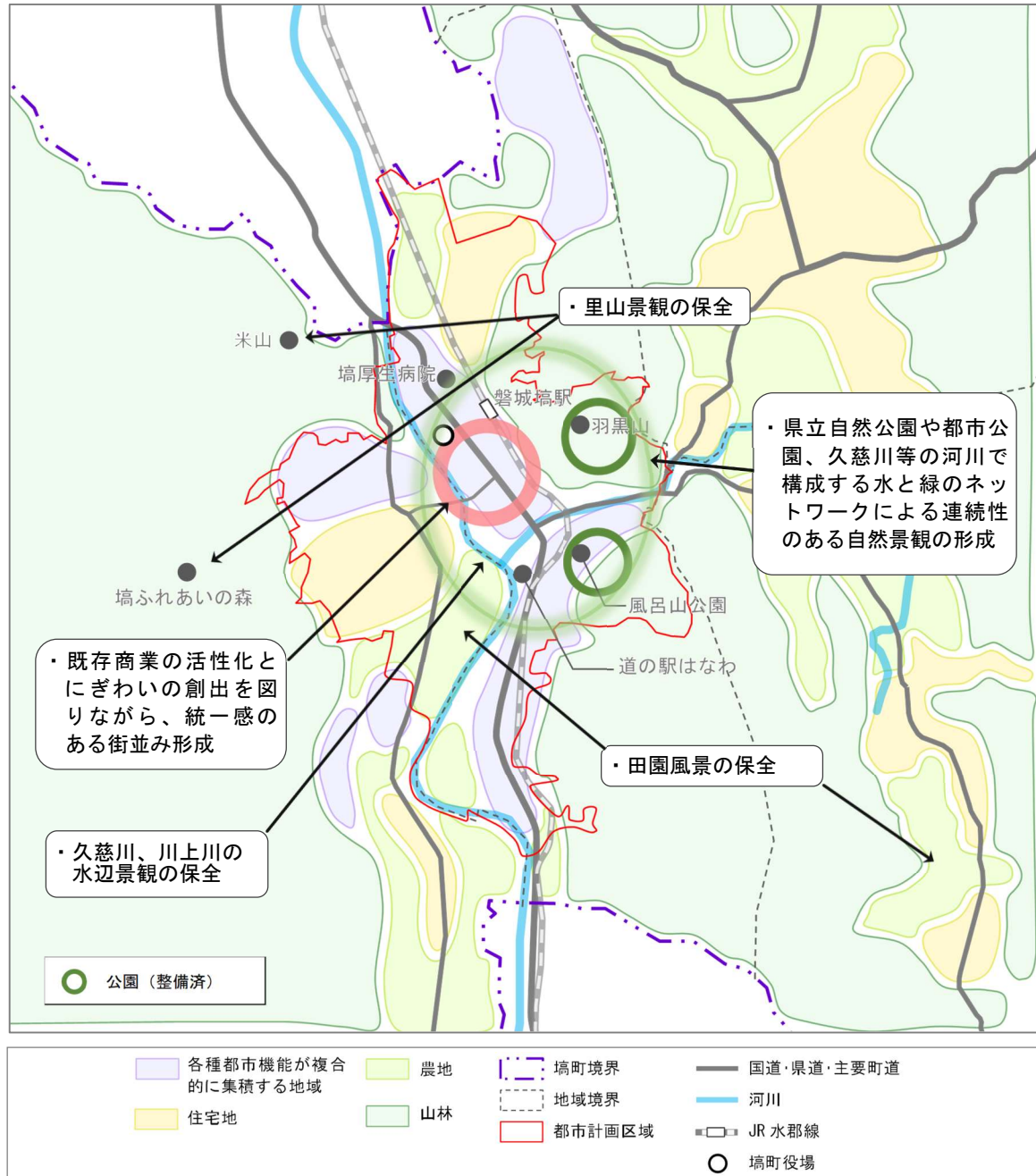
【主要施策】

- 雨水排水施設の整備
- 上水道、下水道施設の整備や維持による生活環境の向上と自然環境への負荷の抑制
- 上下水道などのライフラインの安全性、信頼性の確保
- 下水路の整備や適切な管理による、衛生環境の向上

⑥景観形成に関する事項

▶本町を特徴づけている里山の保全や田園風景の継承、久慈川を中心とする水辺空間の保全を進めつつ、良好な景観形成を図ります。

■景観形成方針図



【主な取組】

1) 自然景観

- ・森林の活用と適正更新を図りながら、広域的に形成される自然景観の保全を図ります。
- ・適切な維持管理により、豊かな自然と集落や農地で形成されている良好な里山景観の保全に努めます。
- ・久慈川や川上川などの潤いのある水辺景観の保全を図ります。
- ・県立自然公園や都市公園、久慈川等の河川による水と緑のネットワーク形成を図り、生活に身近な自然的景観を確保します。

2) 都市景観

- ・良好な景観を誘導するための景観計画の策定とともに、実効性を確保するための景観条例の制定について検討します。
- ・周辺住民の日常生活を支える店舗等が集積する市街地においては、既存商業の活性化とにぎわいの創出を図りながら、統一感のある街並み形成に努めます。
- ・町民、行政、関係機関等、さまざまな主体と協働し、本町の景観に対する共通認識を深め、景観の形成を図ります。

【主要施策】

- 良好な景観を誘導するための景観計画、景観条例の検討
- 河川等の水辺景観の保全
- 駅、役場、道の駅を中心とするにぎわいのあるまちなみの形成
- 緑資源と水辺空間を活かした水と緑のネットワークの形成
- 山林の適切な維持管理
- 田園風景や里山の保全と保水機能や遊水機能の有効活用
- 景観要素としての河川や樹林地などの自然地の保全活用推進

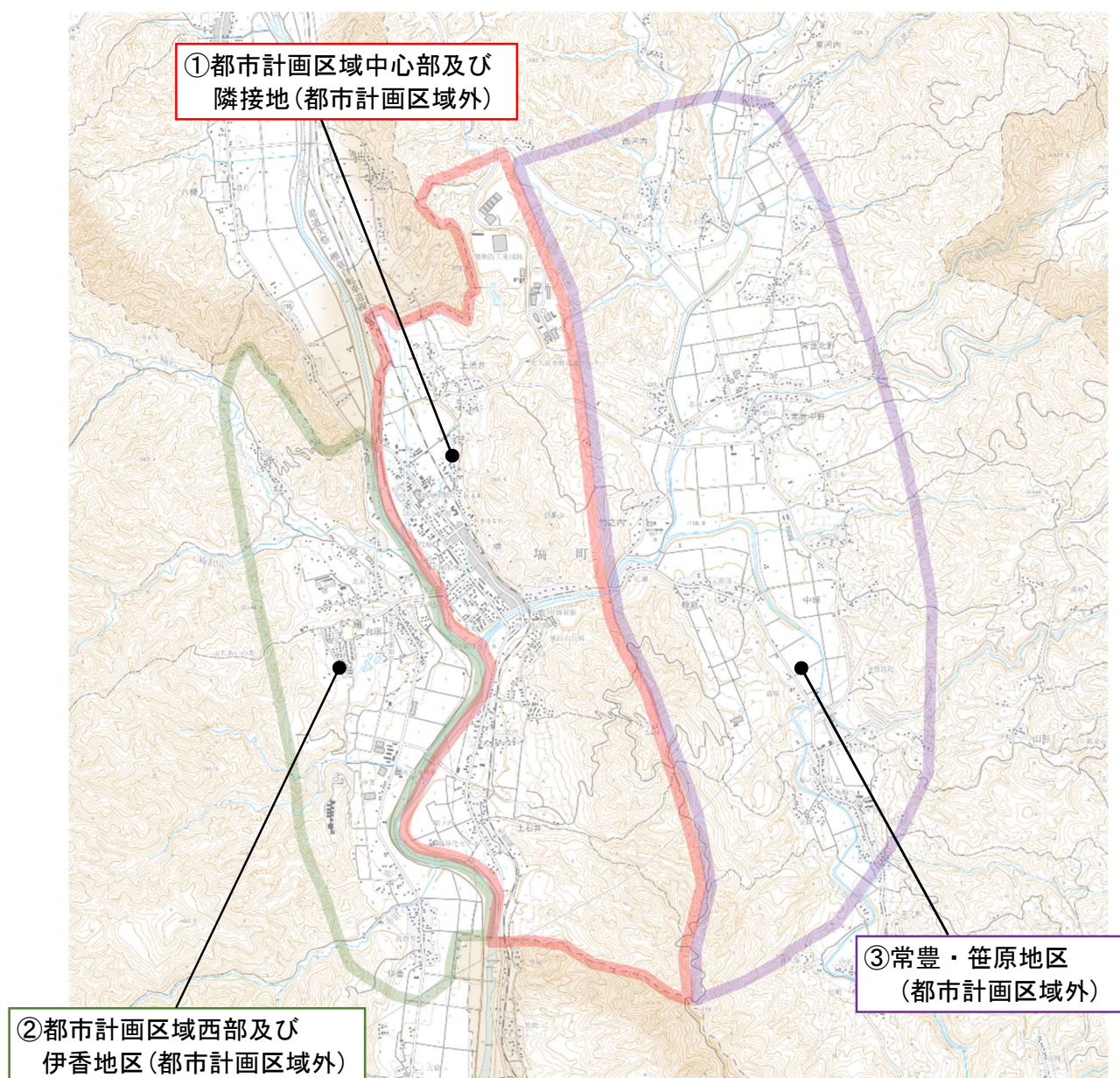
6. 地域別まちづくり方針

重点的にまちづくりを推進する地域として、都市計画区域とその周辺部を含み中心部から概ね自転車で20分の距離内の方針を設定します。

(1) 地域設定について

重点的にまちづくりを推進する地域について、都市計画区域の指定状況や宅地、農地などの土地利用区分、地形特性、河川などの要素とともに、合併以前の集落単位の状況なども鑑み、下図の3つの地域を設定します。

■地域設定



(2) 地域別まちづくり方針

①都市計画区域中心部及び隣接地

1) 地域の概要

本地域は、塙町役場や JR 磐城塙駅、学校や病院をはじめとする、町の中心的な機能が集積しています。

南北方向に久慈川が流れ、東から川上川が合流することもあり、台風や豪雨による浸水被害の危険性が指摘されています。

2) 将来像

本地域の特性を踏まえ、地域の将来像を以下のように設定します。

町全体のにぎわいと交流を生み出す中心拠点

塙町らしいコンパクトシティの中核として、周辺市町村や町内各地からの人の流れも多い地域であるため、施設の利便性向上と災害安全性の向上を目指します。

3) 地域まちづくり方針

町全体の中心となる市街地として、適正な都市機能を確保しながら、災害に強く住み続けられる居住環境を形成します。

■施策の方向性

- 住宅の嵩上げ等の浸水対策による安全な市街地形成
- 市街地と緑地等の共生を目指した規制と開発誘導の推進
- 公共施設、住宅、商業施設、工業施設などの適切な配置
- 災害時の道路閉塞を防ぎ、オープンスペースを確保するための空き地、空き家の利活用
- 子どもや高齢者等が利用する施設の避難経路等の確保
- まちなかの公園、緑地の保全、活用の推進
- 緑資源と水辺空間を活かした水と緑のネットワークの形成
- 河川、水路における危険箇所や水位に関する案内表示等の設置
- 保水機能を有する農地を活用した治水対策

区分	方針の内容
住宅、商業、工業の共存する市街地	<ul style="list-style-type: none"> • 広範な浸水被害が想定されることから、貯水、排水機能等の向上のみならず、敷地の嵩上げや浸水可能性の低いエリアへの立地誘導に係る、規制・誘導方策を検討します。 • 各種の都市機能立地の誘導・良好な環境形成に向けた、住居系・産業系別の用途地域指定を検討します。 • 住宅地における良好な住環境形成とともに、災害危険性の高いエリアにおける、建築物の形態等に関するルール作りを検討します。 • 駅周辺や幹線道路沿道など一定の商業施設が立地する地域における、アクセス性の向上や歩行者空間の確保とともに、空き店舗や空き地の有効活用などを図ります。 • 工業系施設については、周辺環境との調和を図りながら、町内の就労・雇用確保の場として維持します。 • 木材工場の立地する北側のエリアについては、道路アクセス性の向上と工場周辺地の利活用を促進します。 • 地域内に散在する空き家の利活用などを進め、地方での暮らしを希望する人の流入やテレワーク普及などを促しつつ新たな住民の定住、交流促進を目指します。
農地	<ul style="list-style-type: none"> • 現存する農地の保全・活用により、台風や豪雨時の雨水貯留機能の向上を図ります。 • 農地と宅地の適正な区分を検討し、双方の用途に即した土地の利活用向上を図ります。 • 市街地中心部における災害危険度の低い農地については、集約化などを踏まえた適切な活用方法を検討します。
山林	<ul style="list-style-type: none"> • 羽黒公園、風呂山公園など、奥久慈県立自然公園を形成する森林の適切な維持管理とともに、人々の交流を促すレクリエーション等の場としての活用を図ります。
河川	<ul style="list-style-type: none"> • 久慈川、川上川沿岸部の安全性向上とともに、道の駅周辺エリアを核として親水性のある空間利用を図ります。

区分	方針の内容
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> • その他の道路は、町民の通勤・通学、通院、買物など日常生活に欠かせない軸として、歩行者、自転車の安全性向上を図ります。 • 役場、学校など公共施設周辺の道路については、子どもや高齢者にも配慮した安全性向上を図ります。 • 久慈川沿いのサイクリングロードを活用し、道の駅等を拠点とした交流促進を図ります。 • 公共交通網については、市街地中心部と町内各地域間のネットワーク形成を図ります。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> • 既存公園・緑地の維持管理とともに、子供の遊び場、高齢者の健康増進、災害時の避難場所などへの活用検討と整備充実を図ります。 • 羽黒山や風呂山公園等を含む東側丘陵地については、良好な環境の保全、活用を図ります。 • 道の駅周辺については、人々が交流する拠点として、親水性のある公園整備を推進します。 • 市街地中心部においては、休憩、滞留等や災害時避難場所に資するオープンスペースの確保に努めます。
その他の施設等	<ul style="list-style-type: none"> • 浸水被害を想定した、雨水排水機能の整備推進を検討します。 • 町役場、学校、病院など公共性の高い建物における災害時対策とともに、適宜ユニバーサルデザインの導入や耐震化、長寿命化を図っていきます。 • 下水道施設の適切な維持管理とともに、公衆衛生のため継続的な加入者確保を図ります。 • 東側丘陵地や水辺空間、周辺の田園風景など、良好な景観の保全に努めます。 • 町営住宅の更新や利活用を進め、適切な住宅量を確保します。

②都市計画区域西部及び伊香地区

1) 地域の概要

本地域は役場などの立地する中心部からみて、久慈川をはさんだ西側に位置し、台宿の住宅団地や塙小学校、県立塙工業高等学校などが立地しています。

地域の東に久慈川が流れ、そのそばに南北に県道が整備されていることから、町の流通機能向上を図るうえで重要な位置にあります。

2) 将来像

本地域の特性を踏まえ、地域の将来像を以下のように設定します。

住宅地と共存した産業地区の形成

古くからの集落や、近年開発されてきた住宅団地とその周辺を取り囲む農地や森林によって構成された地域において、新たな産業地区の形成を図り、持続的なまちづくりを進めます。

3) 地域まちづくり方針

持続的なまちづくりを目指し、災害に備えた土地利用の適正化と、中心部との交流促進を目指します。

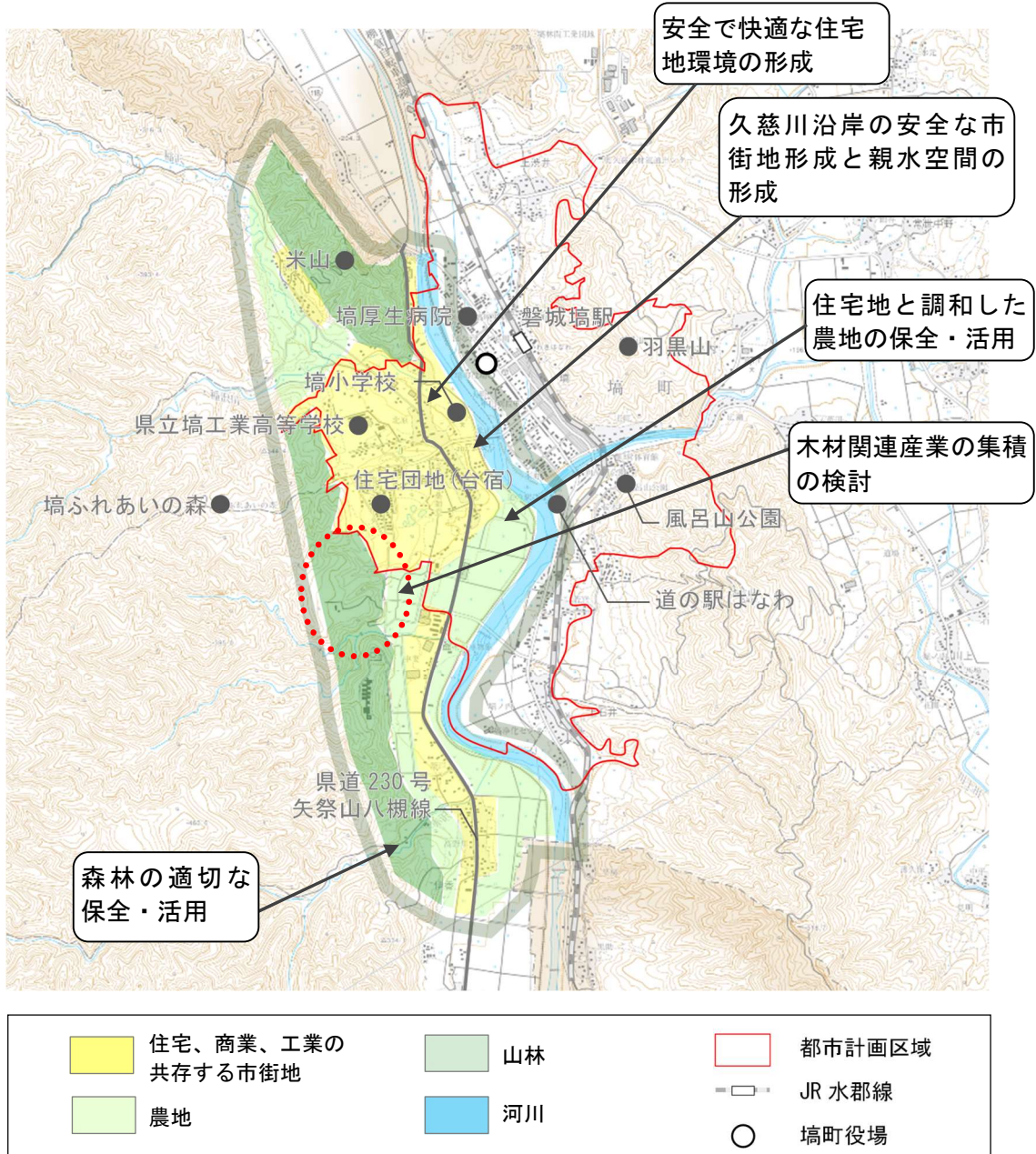
■施策の方向性

- 河川沿いの浸水対策による安全な住宅地の形成
- 地域における住宅確保に資する空き地、空き家の利活用
- 住宅地と農地、山林の適正な配置に向けた規制と産業用地等の開発誘導の推進
- 河川に近接する学校等の施設における、災害時の安全確保
- 水辺の親水空間の整備による、人々が気軽に立ち寄る憩いの場の提供
- 保水機能を有する農地を活用した治水対策

4) 地域の土地利用方針

安心して住み続けられる地域として、土地利用の適正化や親水空間の整備を図ります。

■都市計画区域西部及び伊香地区の土地利用方針

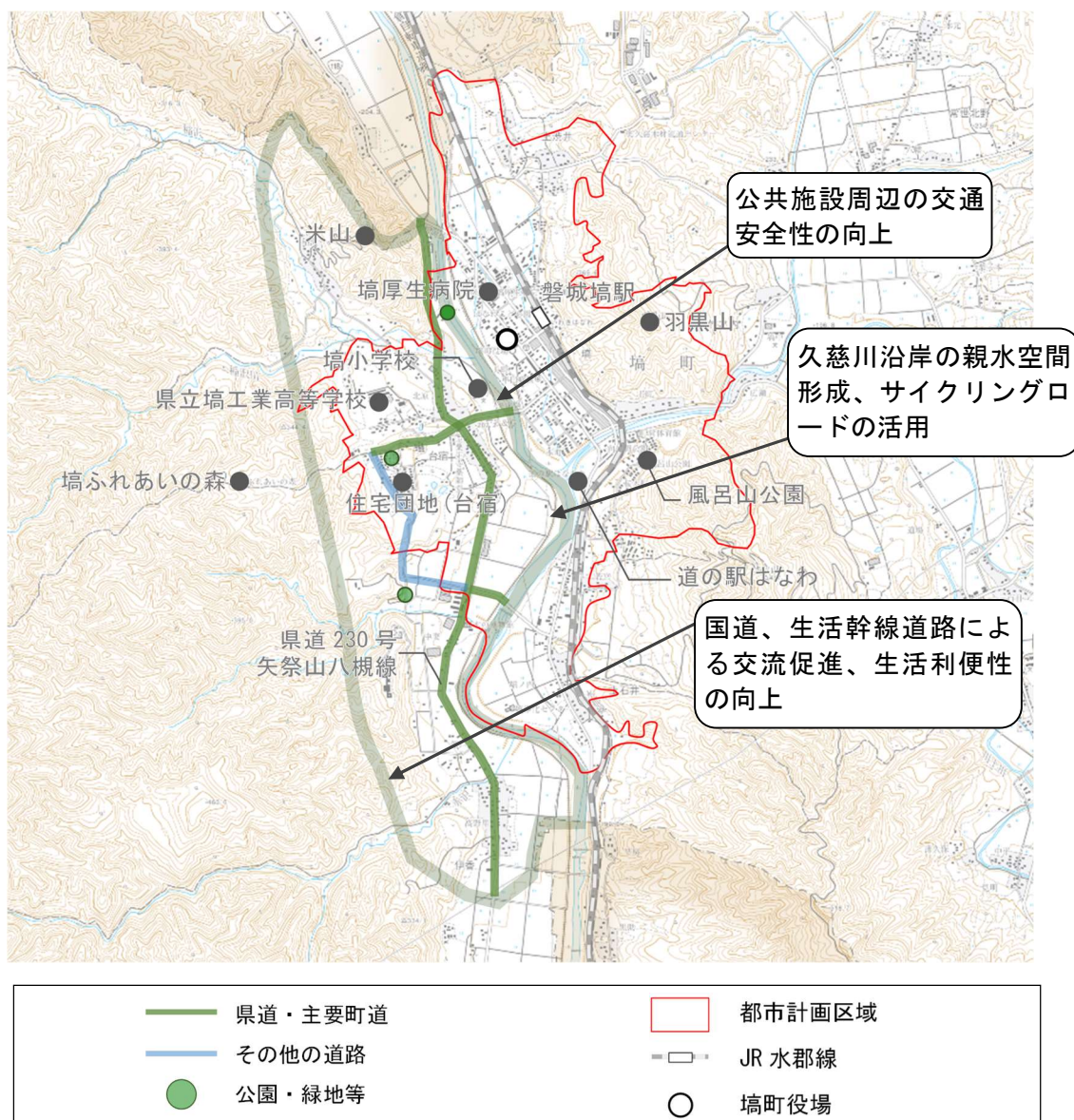


区分	方針の内容
住宅、商業、工業の共存する市街地	<ul style="list-style-type: none"> • 台宿の住宅団地及び周辺エリアにおいては、安全で快適な居住空間形成を維持するため、空き家対策や災害時の避難誘導のあり方などを検討します。 • 地域内に散在する空き地、空き家の利活用などを進め、地域人口の流出抑制や転入促進を図ります。 • 既存の集落地については、農地と共存するゆとりある居住環境の保全とともに、災害時の安全性を確保します。 • 埴小学校周辺など久慈川に近い地域については、被害想定等を踏まえた施設の安全性確保や避難誘導方策を検討します。 • 矢祭山八槻線の整備効果を踏まえて、流通機能を備えた企業の立地を促します。また工業系施設の確保に向けて空き施設等の工業系施設への転換を検討します。
農地	<ul style="list-style-type: none"> • 現存農地の保全、活用により、台風や豪雨時の雨水貯留機能向上を図ります。
山林	<ul style="list-style-type: none"> • 市街地の後背地にあたる森林については、適切な維持管理を行うとともに、人々のレクリエーション等の場としての活用を図ります。 • 工業系施設の確保に向けて周辺環境との調和を図りながら、山林の工業系施設への転換を検討します。
河川	<ul style="list-style-type: none"> • 久慈川沿岸部の安全性向上とともに、親水性のある空間利用を図ります。

5) 地域の施設整備方針

安心して住み続けられる地域として、交通ネットワークの充実等の生活利便性向上を図ります。

■都市計画区域西部及び伊香地区の施設整備方針



区分	方針の内容
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> • 県道等の主要な道路は、災害時の安全性確保や物流道路としての利活用を検討します。 • 住宅の集積する地区や公共施設周辺の道路における、歩行者、自転車に配慮した安全性向上を図ります。 • 中心市街地への回遊を促すよう、住民の生活利便性向上を図るとともに、久慈川沿いのサイクリングロードを活用します。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> • 子供の遊び場、高齢者の健康増進、災害時の避難場所などとしての公園や緑地を新たに確保していきます。 • ふれあいの森、米山等の市街地の背後地にあたる森林については、適切な維持管理により良好な環境の保全、活用を図ります。 • 久慈川沿岸部の親水空間整備を推進します。
その他の施設	<ul style="list-style-type: none"> • 農業集落排水施設の適切な維持管理とともに生活環境の向上を図ります。 • 地区公民館、学校など公共性の高い建物については、ユニバーサルデザインの導入や耐震化、長寿命化を適宜図っていきます。 • 町営住宅を適切に更新し、住宅需要に対応します。

③常豊・笹原地区

1) 地域の概要

本地域は、常豊と笹原の公共施設や住宅などが集積する地域拠点を中心に、住宅や農地と、その周囲を取り囲む山林によって成り立っています。

平成30年に常豊小学校、幼稚園が閉校、閉園したため、拠点性の低下が懸念されますが、旧常豊小学校や笹原小学校周辺などの災害安全性の高い地区においては、住宅地の持続的な発展が望まれます。

2) 将来像

本地域の特性を踏まえ、地域の将来像を以下のように設定します。

既存集落と新規住宅地が共存する定住地域の形成

旧常豊小学校、笹原小学校周辺を中心に、人々の暮らす集落が形成されてきました。この住環境を維持するだけでなく、安全性の高い地区における新たな住宅地の誘導を合わせ、人々が暮らす住宅地形成を目指します。

3) 地域まちづくり方針

地域の拠点を中心とした生活利便性の確保と、中心部との連携促進だけでなく、新たな住宅市街地の形成に向けた土地活用の促進や施設の整備を図ります。

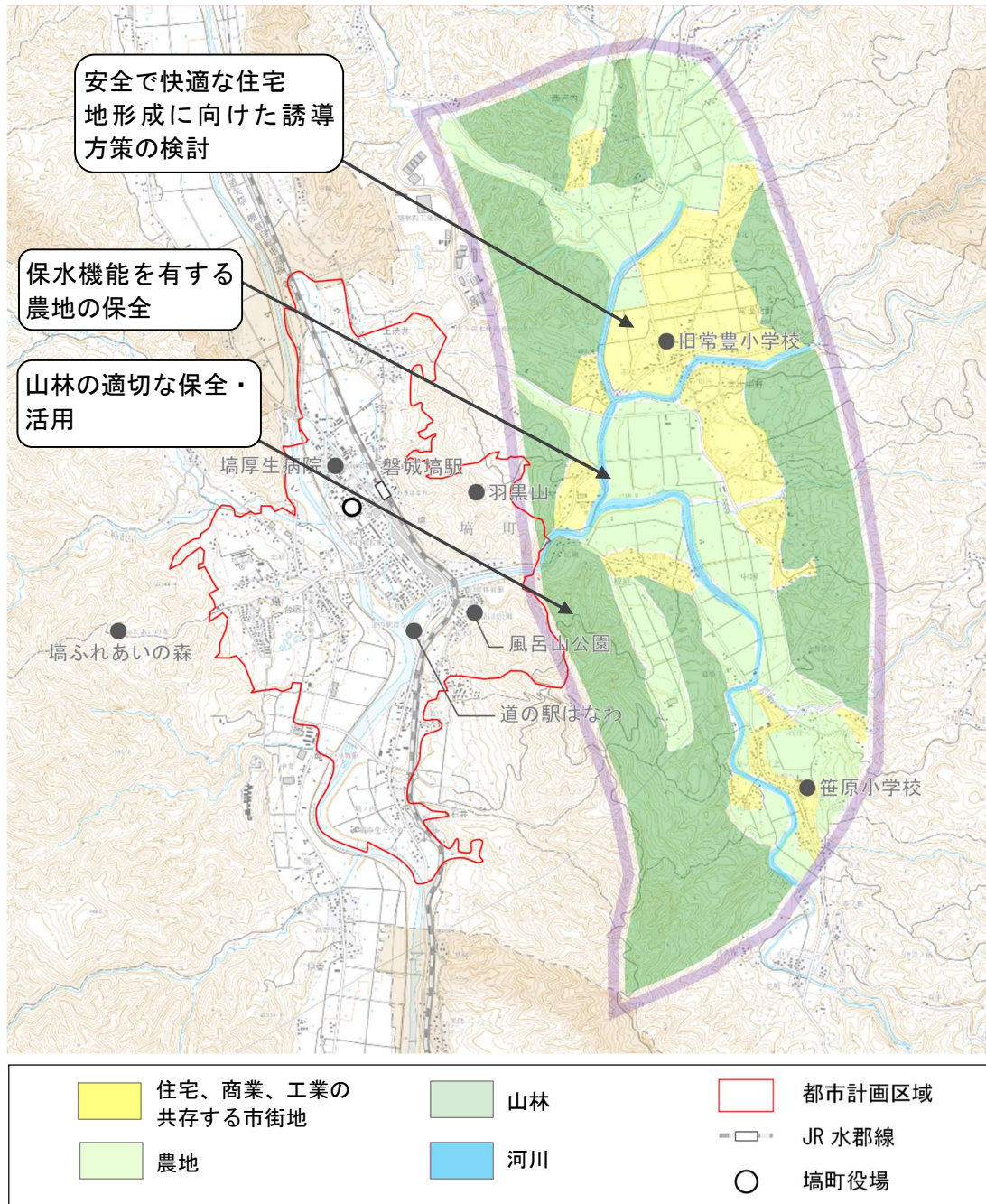
■施策の方向性

- 集落における居住環境の維持、継承及び里山の保全
- 浸水可能性の低い安全な地域での住宅地の形成
- 人口流出を抑制し、転入を促進するための空き地、空き家の利活用
- 公共施設や商業機能等の立地する地域の拠点の形成
- 中心部との交流促進に向けた交通手段の確保
- 子どもや高齢者等が利用する施設の安全確保
- 農地や山林を活用した人々が自然に親しめる場の提供
- 保水機能を有する農地を活用した治水対策

4) 地域の土地利用方針

新たな住宅地の整備に向けた土地の有効活用や地域の自然資源の保全を図ります。

■常豊・笹原地区の土地利用方針

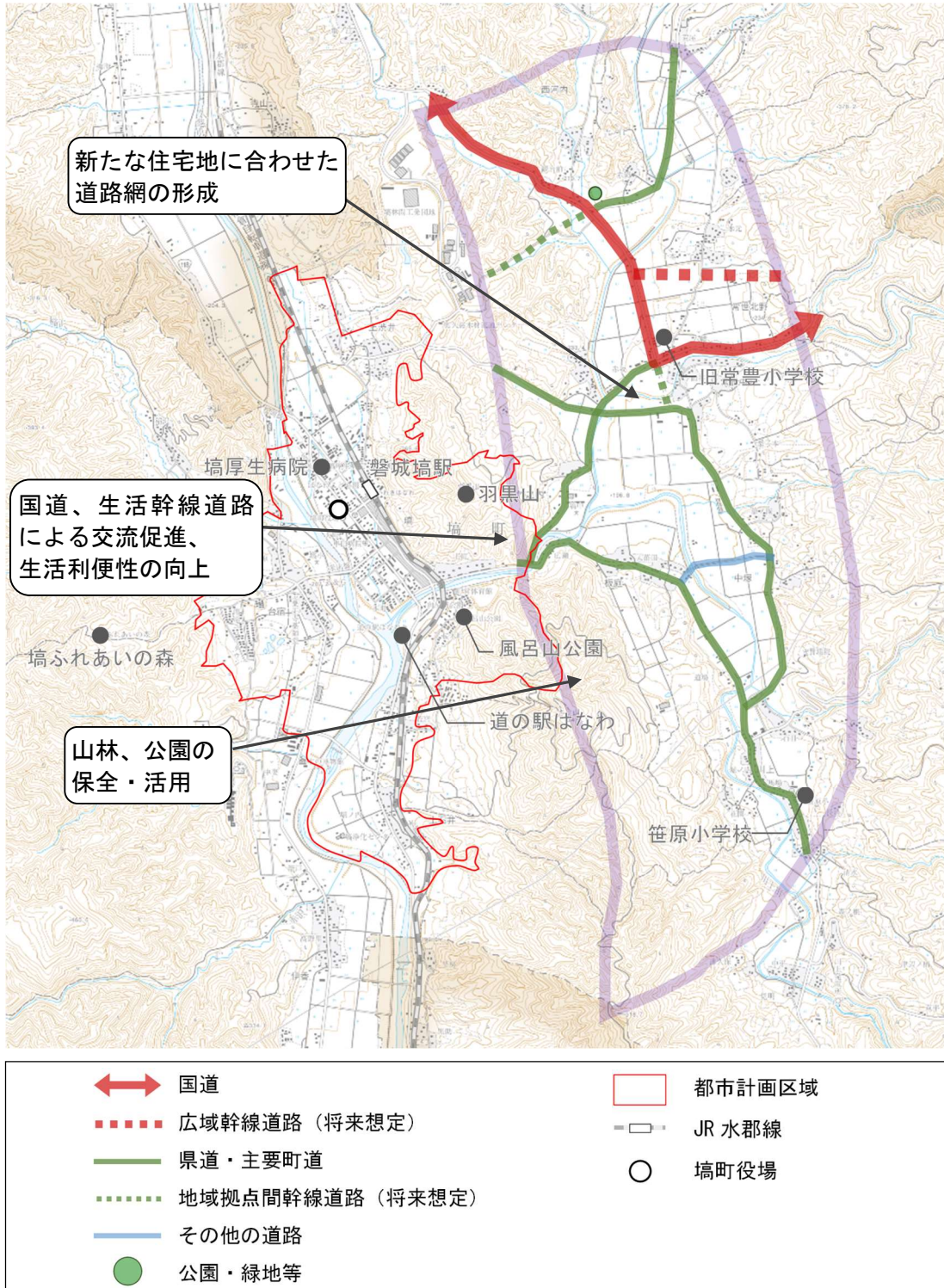


区分	方針の内容
住宅、商業、工業の共存する市街地	<ul style="list-style-type: none"> • 主要な道路沿道に形成されている集落地については、農地と共存するゆとりある居住環境の保全とともに災害からの安全性を確保します。 • 旧常豊小学校、笹原小学校周辺などの災害危険性の低い地区においては、新たな住宅地形成に向けた誘導方策を検討します。 • 常豊、笹原の両地区の拠点を形成し、住民の生活利便性向上に資する機能の維持とともに、周辺部からのアクセスの向上を図ります。 • 川上川等の河川沿岸部の浸水対策を推進します。
農地	<ul style="list-style-type: none"> • 現存農地の保全・活用により、台風や豪雨時の雨水貯留機能向上を図ります。 • 優良農地の更なる活用の促進とともに、荒廃農地の利活用を促していきます。
山林	<ul style="list-style-type: none"> • 羽黒山等、市街地の後背地にあたる森林については、景観の維持や適切な維持管理を行うとともに、人々のレクリエーション等の場としての活用を図ります。
河川	<ul style="list-style-type: none"> • 川上川沿岸部の安全性向上とともに、親水性のある空間利用を図ります。

5) 地域の施設整備方針

地域の拠点を中心とした生活利便性の確保と、中心部との連携促進を図ります。

■常豊・笹原地区の施設整備方針



区分	方針の内容
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> • 地域内の主要な道路は、町中心部へのネットワークを円滑にし、災害時に避難道路として活用できるよう整備していきます。 • 施設の集積する集落の中心部などにおける道路については、歩行者、自転車に配慮した安全性向上を図ります。 • 住民の生活利便性向上のための公共交通ネットワーク形成を図ります。 • 湯遊ランドはなわや各集会所などへの安全なアクセスに資する、道路などの交通環境の向上を図ります。 • 自転車ネットワーク計画に位置付けられる道路の活用により地域間交流等の促進を図ります。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> • 奥久慈県立自然公園を含む丘陵地の山林については、良好な環境の保全、活用を図ります。 • 川上川及び支流沿岸部の安全性確保とともに、親水性のある空間整備を推進します。
その他の施設	<ul style="list-style-type: none"> • 農業集落排水施設の適切な維持管理とともに生活環境の向上を図ります。 • 地区公民館、学校など公共性の高い建物については、ユニバーサルデザインの導入や耐震化、長寿命化を適宜図っていきます。

資料編

(1) 策定組織

■都市計画マスタープラン庁内策定組織

組織	構成
埴町都市計画マスタープラン策定検討会	「埴町都市計画マスタープランの策定にあたり、庁内調整や推進の方策など基本となるべき事項について検討するため副町長及び教育長並びに各課等の長をもって構成する
埴町都市計画マスタープラン策定検討幹事会	検討会の円滑な運営を図るため各課等の課長補佐及び係長をもって構成する

■埴町都市計画マスタープラン策定委員会

(1) 都市計画に関し識見を有する者

No.	役職名	氏名		備考
		令和2年度	令和3年度	
1	(公財)ふくしま自治研修センター 総括支援アドバイザー	奥原	英彦	委員長

(2) 関係行政機関の代表

No.	役職名	氏名		備考
		令和2年度	令和3年度	
1	福島県県南建設事務所 企画管理部 企画調査課長	鈴木	利季	
2	福島県県南地方振興局 企画商工部 副部長兼地域づくり・商工労政課長	佐藤	博文	
3	福島県県南農林事務所 企画部 指導調整課長	渡邊	信 孝	
4	埴町 副町長	佐藤	要一	
5	埴町教育委員会 教育長	秦	公男	

(3) 各種団体の代表

No.	役職名	氏名		備考
		令和2年度	令和3年度	
1	東西しらかわ農業協同組合 埴支店長	大寺	睦子 佐藤 匡彦	
2	埴町観光協会 副会長	根本	富博	
3	埴町行政区長連合会 会長	深谷	章 鈴木 文芳	
4	埴町都市計画審議会 会長	小松	孝行	副委員長
5	NOP法人ウッドピアはなわ理事長	藤田	伊一	

(4) 町民を代表する者

No.	役職名	氏名		備考
		令和2年度	令和3年度	
1	町民代表	石川	澄子	
2	町民代表	佐々木	正江	

■策定組織等の開催経過

【令和2年度】

会議	開催
第1回 埴町都市計画マスタープラン策定検討会	8月24日
第1回 埴町都市計画マスタープラン策定委員会	9月30日
第1回 埴町都市計画マスタープラン策定検討幹事会	10月26日
第1回 埴町都市計画マスタープランにかかる地域別懇談会（A地域）	10月29日
第1回 埴町都市計画マスタープランにかかる地域別懇談会（B地域）	11月12日
第2回 埴町都市計画マスタープランにかかる地域別懇談会（A地域）	11月17日
第2回 埴町都市計画マスタープラン策定検討会	11月24日
第2回 埴町都市計画マスタープラン策定委員会	12月17日
第3回 埴町都市計画マスタープラン策定検討会	2月22日
第1回 埴町都市計画マスタープランにかかる子育てママの懇談会	3月17日

【令和3年度】

会議	開催
第2回 埴町都市計画マスタープラン策定検討幹事会	6月29日
第4回 埴町都市計画マスタープラン策定検討会	7月26日
第3回 埴町都市計画マスタープラン策定委員会	8月24日
第5回 埴町都市計画マスタープラン策定検討会	10月26日
第4回 埴町都市計画マスタープラン策定委員会	11月2日
第5回 埴町都市計画マスタープラン策定委員会	12月24日

(2) 埴町の概況

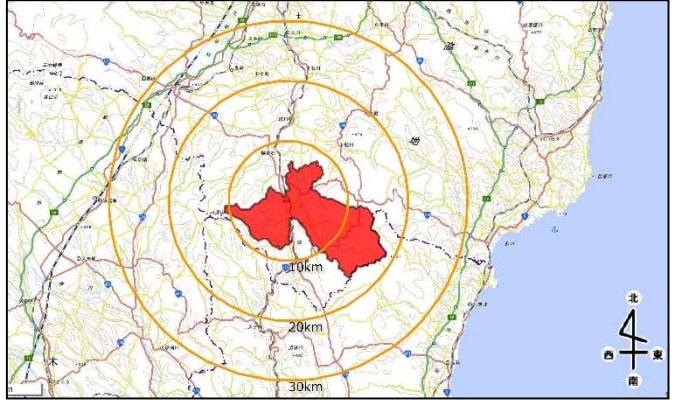
① 広域的立地条件

埴町は、福島県南端、首都東京から北に約 200 km に位置する内陸のまちです。東京・仙台までは東北自動車道・常磐自動車道を経由し、約 2 時間半から 3 時間で結ばれています。半径 30 km 以内には白河市が位置しています。

阿武隈山系と八溝山系に囲まれた田園と山林のまちで、鮎の生息数日本一を誇る久慈川が町の中央を南北に流れ、その支流である渡瀬川、川上川の溪流とともに、町の豊かな自然の象徴となっています。

市街地は、久慈川左岸を中心に開け、交流拠点として、町立図書館やコミュニティプラザを併設した磐城埴駅、東白川郡で唯一、二次救急医療機関としての指定を受けた総合病院である埴厚生病院や道の駅はなわなどがあり、国道 118 号と JR 水郡線で郡山市、水戸市と結ばれています。

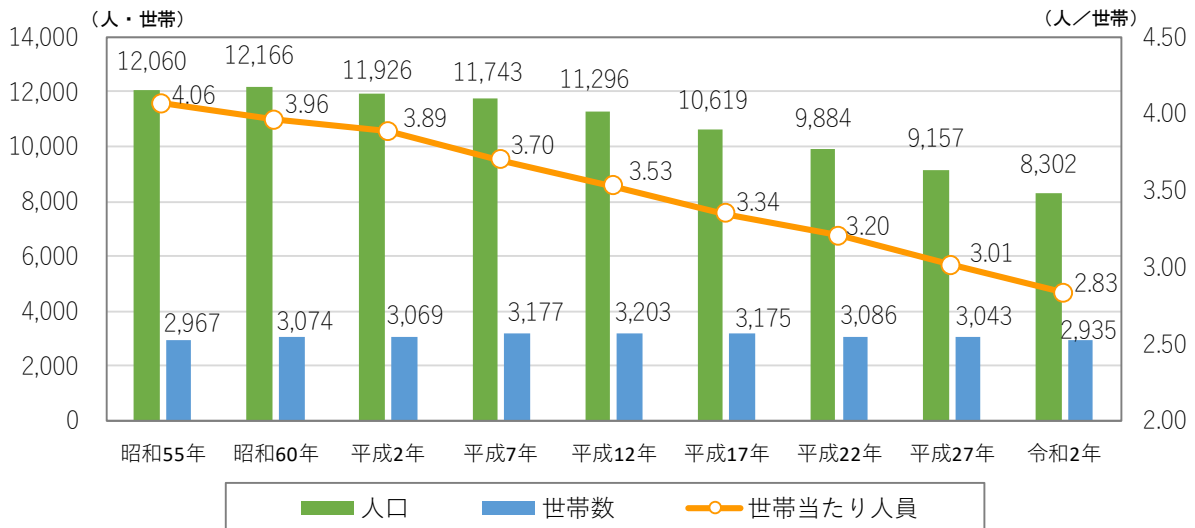
■ 埴町の位置



② 人口・世帯数の動向

町の人口は昭和 60 年の 12,166 人をピークに減少が始まり、令和 2 年の国勢調査では 8,302 人にまで減少しています。世帯数については、平成 12 年をピークにわずかに減少傾向にあり、世帯当たり人員も減少しています。

■ 人口・世帯数・世帯当たり人員の推移

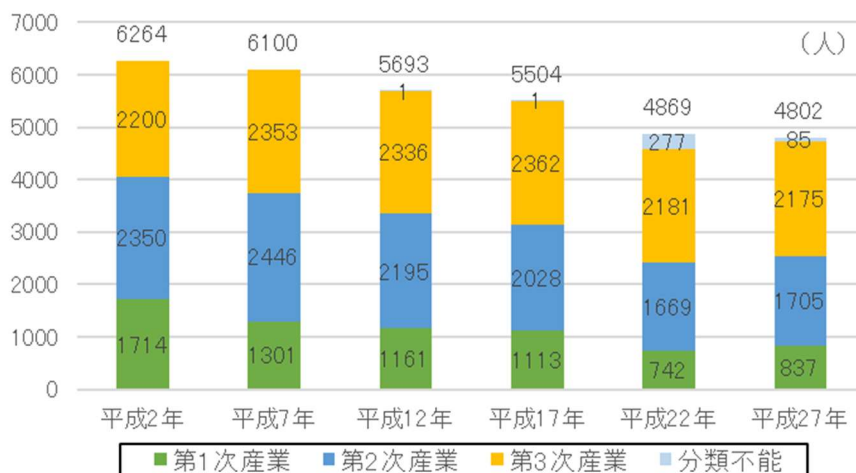


③産業別就業人口

15歳以上の就業者数を見ると、全体の就業者数は減少傾向が続いており、平成2年から平成27年までに約1,500人減少し、特に第1次産業就業者数は半数以下となっています。

産業別割合を見ると、平成2年以降で、第3次産業の割合は大きく増加し、一方で第1次産業の割合は大きく減少していますが、平成22年から27年にかけて増加が見られます。第2次産業については従事者数が減少していますが、割合に大きな変化は見られません。

■産業別15歳以上就業者数推移



■産業別15歳以上就業者割合推移

単位：%

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	27.0	21.0	20.0	20.0	15.0	17.0
第2次産業	37.0	40.0	38.0	36.0	34.0	35.0
第3次産業	35.0	38.0	41.0	42.0	44.0	45.0
分類不能	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	1.0

出典：国勢調査

④土地利用

1) 地目別土地利用

町全体の面積は21,141haとなっており、その内、山林が15,919.4haと全体の約75%を占めています。次いで田、原野、畑となっています。

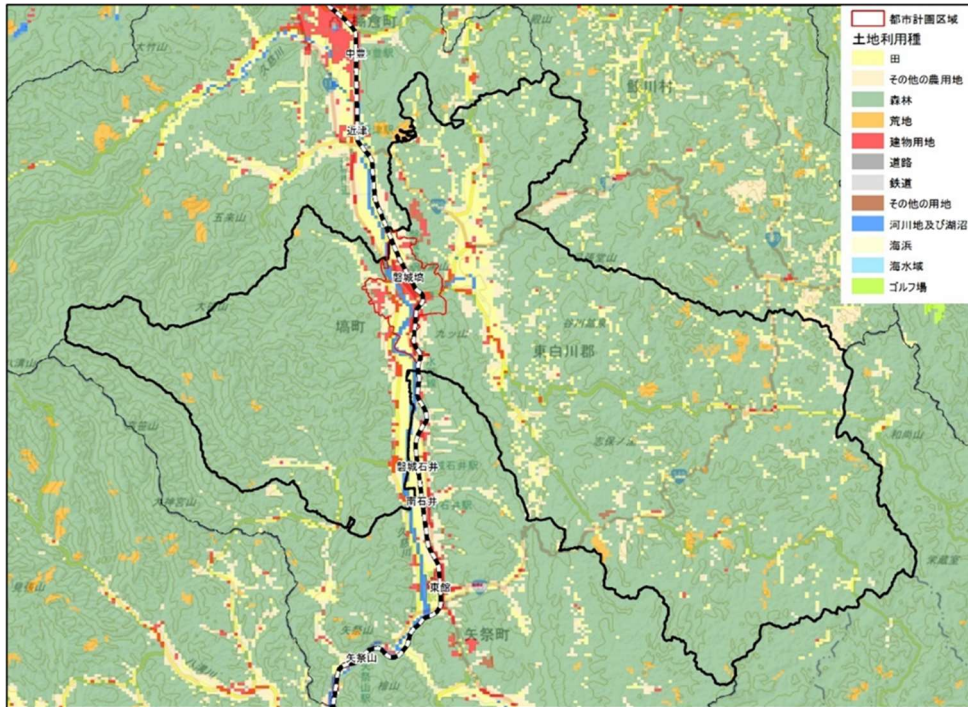
■全町の土地利用状況内訳

単位：ha、()内は%

	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
H20	21,160.0 (100.0)	1,036.1 (4.9)	846.5 (4.0)	283.4 (1.3)	2.0 (0.0)	15,704.0 (74.2)	839.4 (4.0)	201.6 (1.0)	2,246.9 (10.6)
H30	21,141.0 (100.0)	1,033.1 (4.9)	829.7 (3.9)	288.3 (1.4)	2.3 (0.0)	15,919.4 (75.3)	832.6 (3.9)	187.8 (0.9)	2,010.6 (9.5)

出典：福島県統計年鑑「固定資産概要調書」より

■全町の土地利用現況図



出典：平成 28 年国土交通省国土数値情報

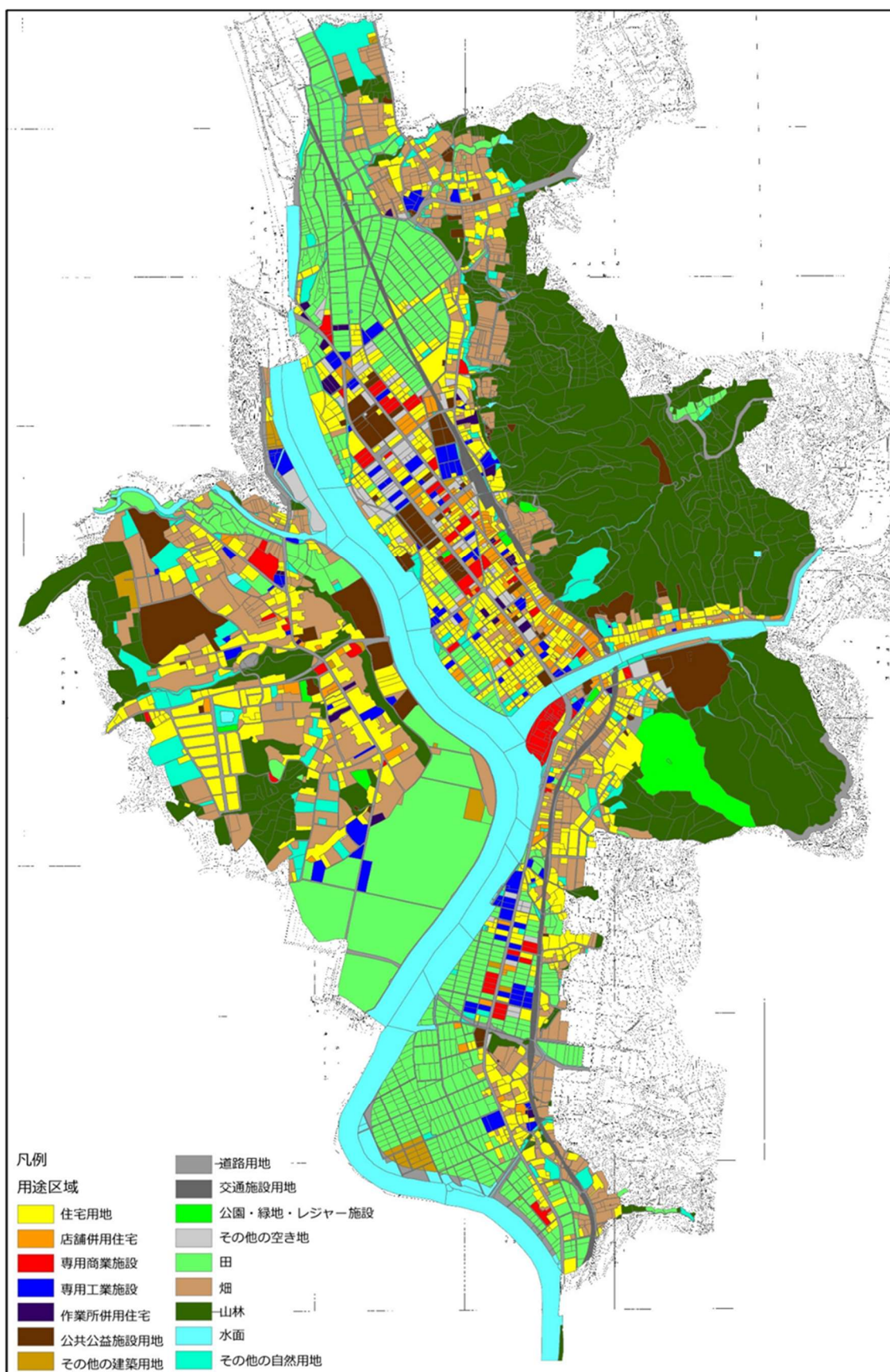
2) 都市計画区域内土地利用状況

都市計画区域内の土地利用は、住宅や店舗などからなる宅地が 22.7%、道路や公園等の都市的空地が 12.4%となっており、宅地と都市的空地を合わせた都市的土地利用は 167.9ha、全体の 35%となっています。農地や山林等の自然的土地利用は 311.9ha、全体の 65.0%となっており、都市計画区域内の 6 割以上を田や畑などの自然的土地利用が占めています。

■都市計画区域内土地利用状況（平成 27 年 10 月 1 日）

土地利用分類		面積(ha)	構成率(%)
宅地	住宅用地	58.9	12.3%
	店舗併用住宅	7.2	1.5%
	専用商業施設	7.3	1.5%
	専用工業施設	9.5	2.0%
	作業所併用住宅	1.9	0.4%
	公共公益施設用地	20.6	4.3%
	その他建築用地	3.5	0.7%
都市的空地	道路用地(幅員 4m 以上のみ)	36.8	7.7%
	交通施設用地	6.0	1.3%
	公園・緑地・レジャー施設	8.5	1.8%
	その他の空き地	7.7	1.6%
都市的土地利用(小計)		167.9	35.0%
自然的空地	田	90.5	18.9%
	畑	31.6	6.6%
	山林	130.4	27.2%
	水面	40.0	8.3%
	その他の自然用地	19.4	4.0%
自然的土地利用(小計)		311.9	65.0%
合計		479.8	100.0%

出典：埴町まち整備課



出典：都市計画基礎調査

3) 法規制状況

町内には、以下のとおり土地利用に係る様々な法規制がかけられています。特に、山林や農地を中心として規制力の比較的強い農業振興地域農用地や保安林、県立自然公園などが複層的に指定されています。

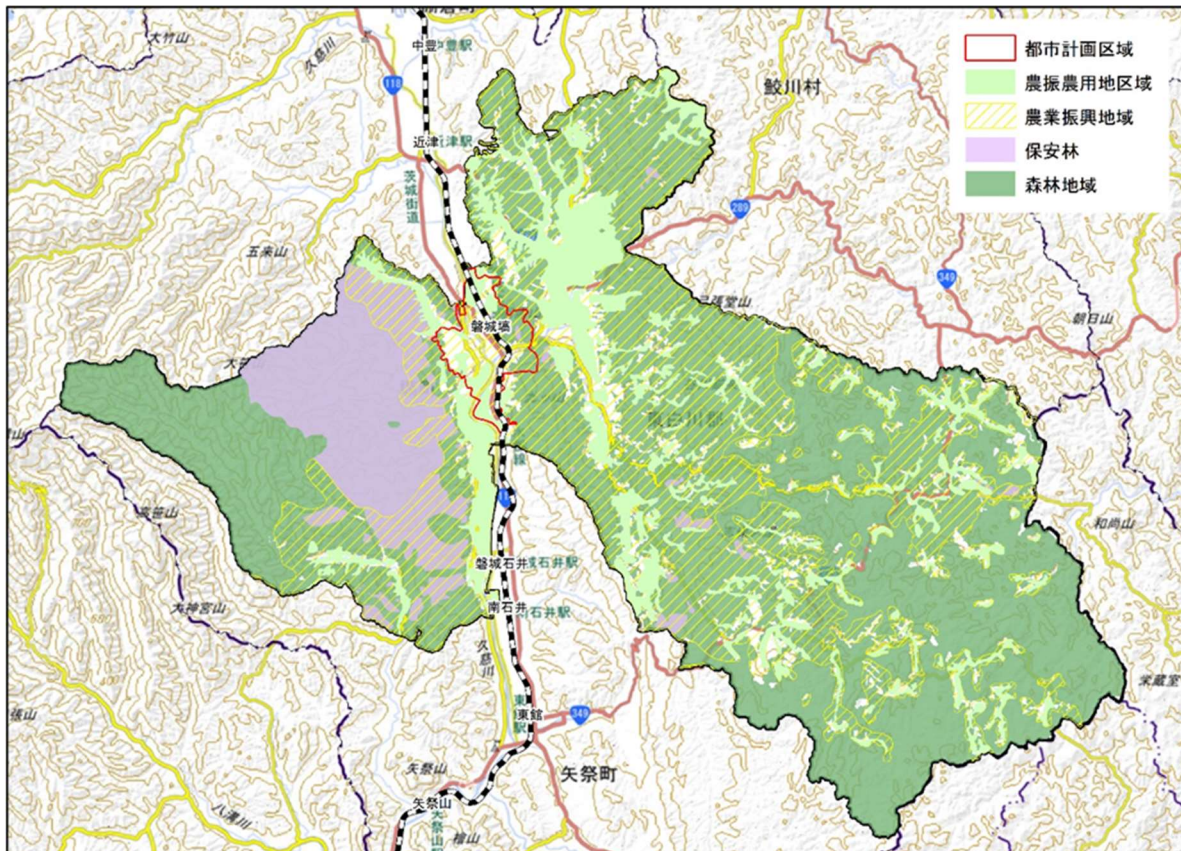
また、本町は「白河地方広域市町村圏整備組合」に含まれ、全域が「過疎地域自立促進特別措置法」に、町域の一部が「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」「山村振興法」に指定されています。

■法規制状況

保全区域	面積等	備考
農業振興地域	11,968ha	昭和48年3月23日指定(現計画策定は平成10年)
急傾斜地崩壊危険区域	2.52ha	昭和51年3月26日(桜木町)指定
砂防指定地	291.28ha	昭和16年5月31日(赤沢)指定
地すべり等防止区域	251.11ha	昭和39年7月17日～平成5年12月15日指定
保安林	760.9041ha	大正5年4月15日～平成7年4月1日指定
河川区域	46,925m	昭和51年3月30日指定
県立自然公園	2,309.4ha	奥久慈県立自然公園 昭和23年10月18日指定
緑地環境保全地域	6.16ha	シラカバの天然林 昭和56年7月31日指定
史跡・名勝・天然記念物	3件	向ヶ岡公園の桜 昭和31年9月4日指定 向ヶ岡公園 818㎡ 昭和51年9月21日指定 陸奥代官塙陣屋跡 199㎡ 昭和51年2月12日指定

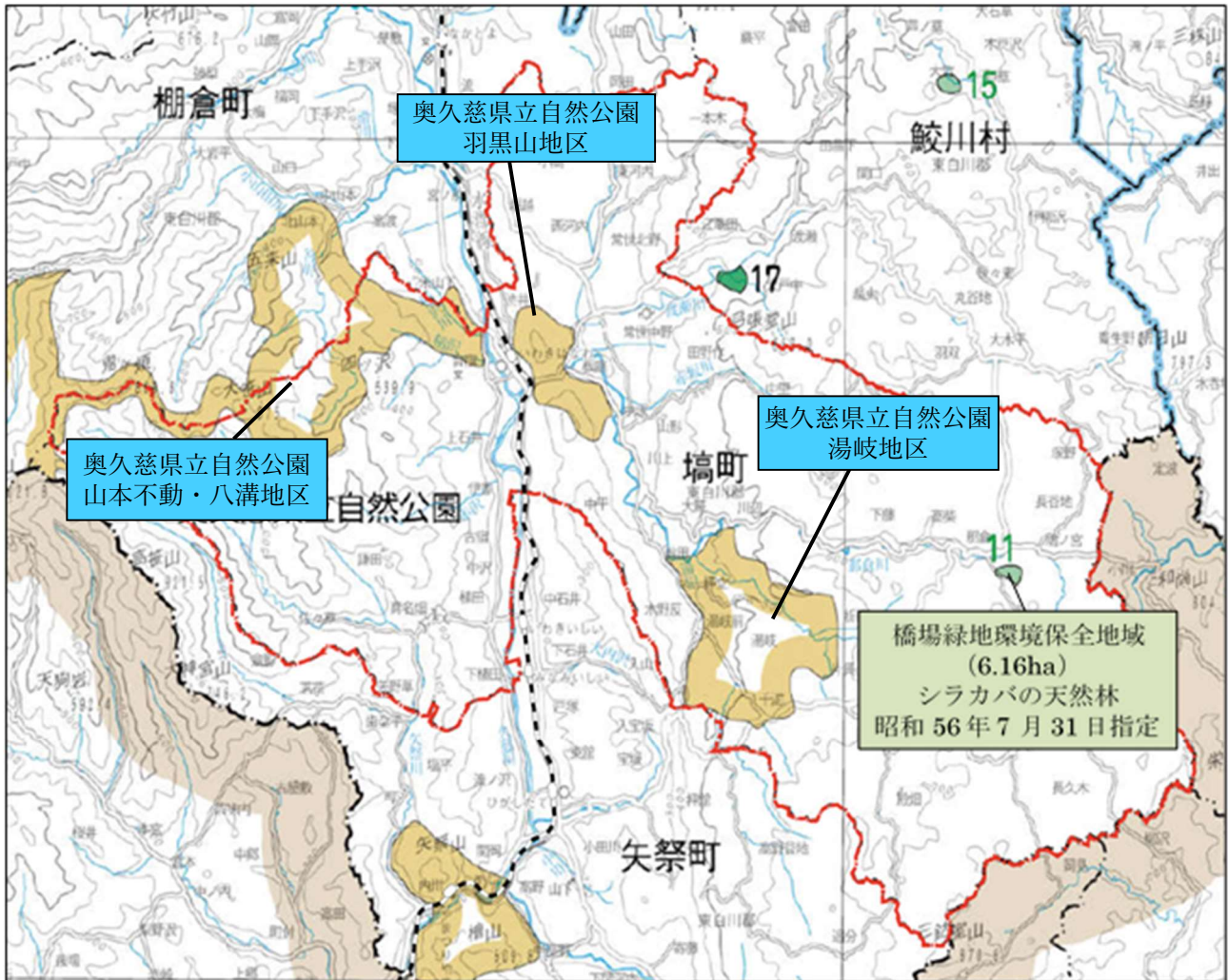
出典：「国土利用計画（平成8年9月）」等

■法規制状況図



出典：国土地理院 国土数値情報より

■奥久慈県立自然公園・橋場緑地環境保全地域位置図



出典：福島県HP

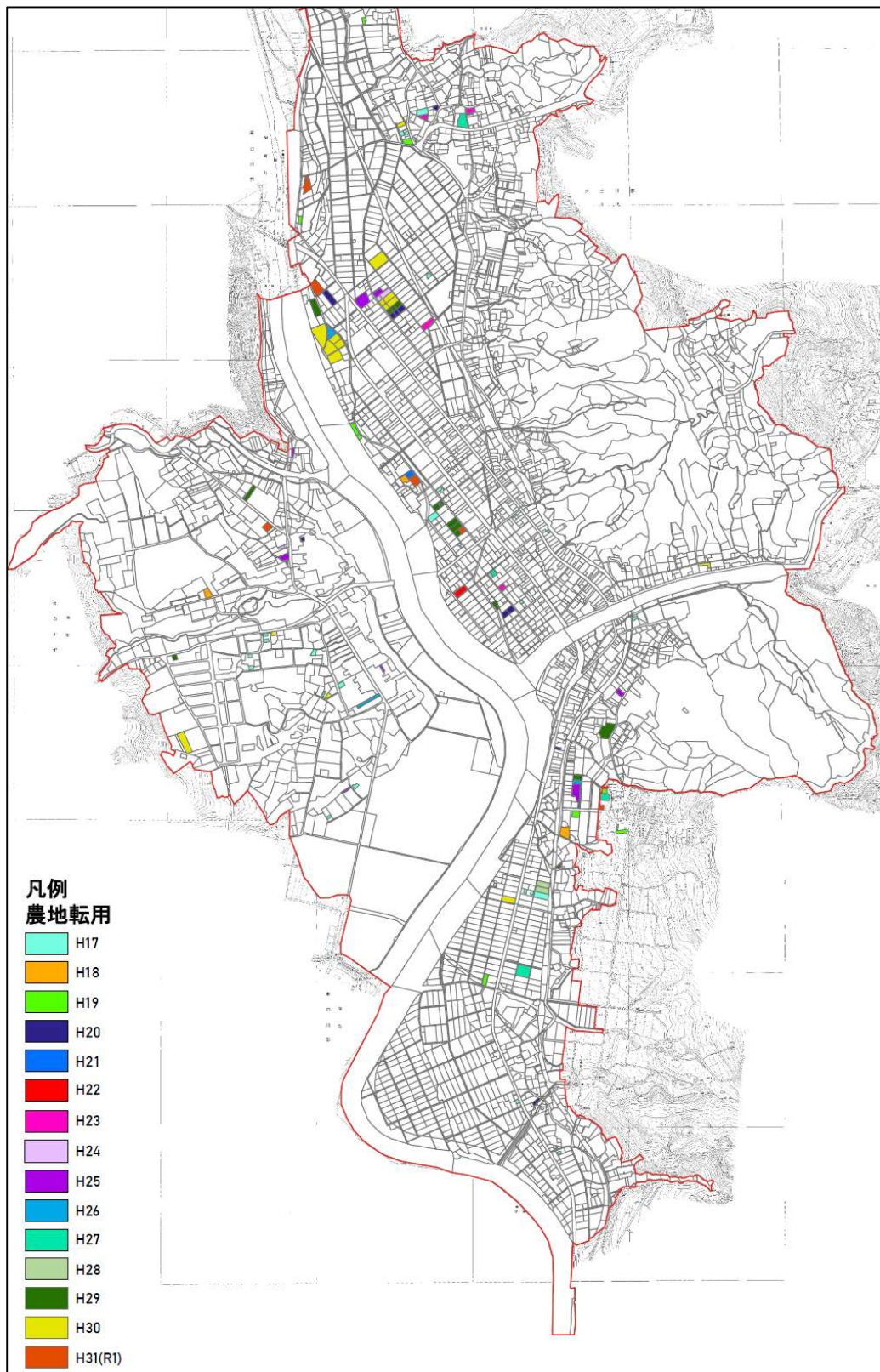
4) 農地転用状況

農地の転用については以下のようになっており、年により増減はありますが、平成 23 年を境に大きく増加が続いており、平成 17 年と比較すると、令和元年では 2.5 倍程度の農地転用が行われています。

■全町の農地転用面積

転用時期	面積 (㎡)
H17	5,173.10
H18	14,625.44
H19	11,833.00
H20	6,402.00
H21	9,818.00
H22	676.00
H23	17,278.00
H24	9,235.00
H25	7,825.59
H26	15,150.26
H27	15,526.00
H28	10,174.00
H29	8,539.50
H30	22,769.89
R 元	12,850.00

■都市計画区域内農地転用位置図



出典：埴町まち整備課

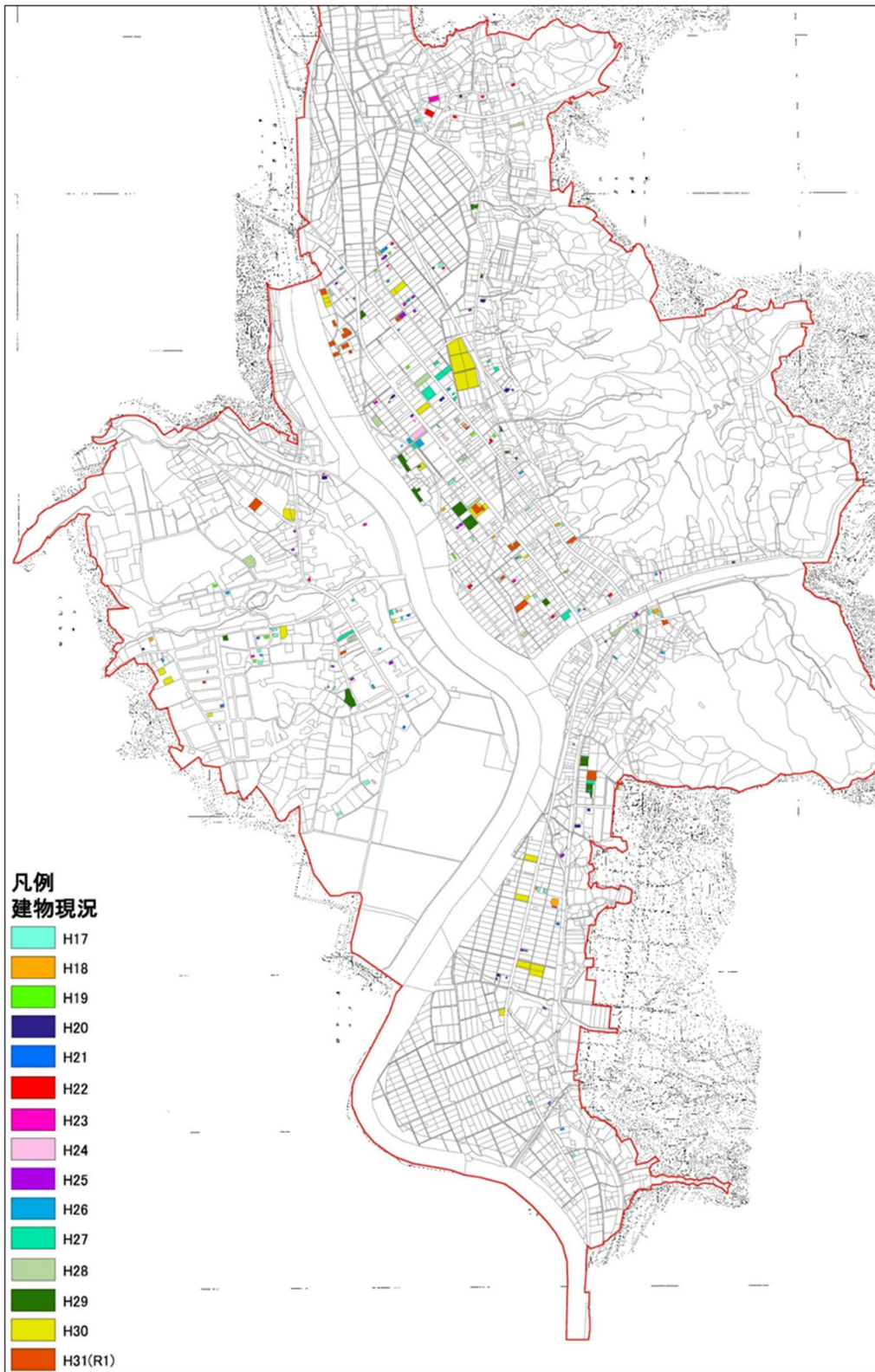
5) 建物新築状況

建物新築状況については以下のようになっており、平成 17 年、18 年に大きく増加するなど、年よっての増減はありますが、毎年 10,000 m²~30,000 m²で推移しています。

■ 全町の建物新築面積

建築 時期	建築面積 (m ²)
H17	60,748.74
H18	91,478.86
H19	28,639.43
H20	18,024.99
H21	20,933.77
H22	6,826.14
H23	11,702.25
H24	13,627.33
H25	22,848.59
H26	22,221.19
H27	14,387.24
H28	11,047.55
H29	19,281.35
H30	14,848.33
R 元	10,124.56

■ 都市計画区域内建物新築状況図

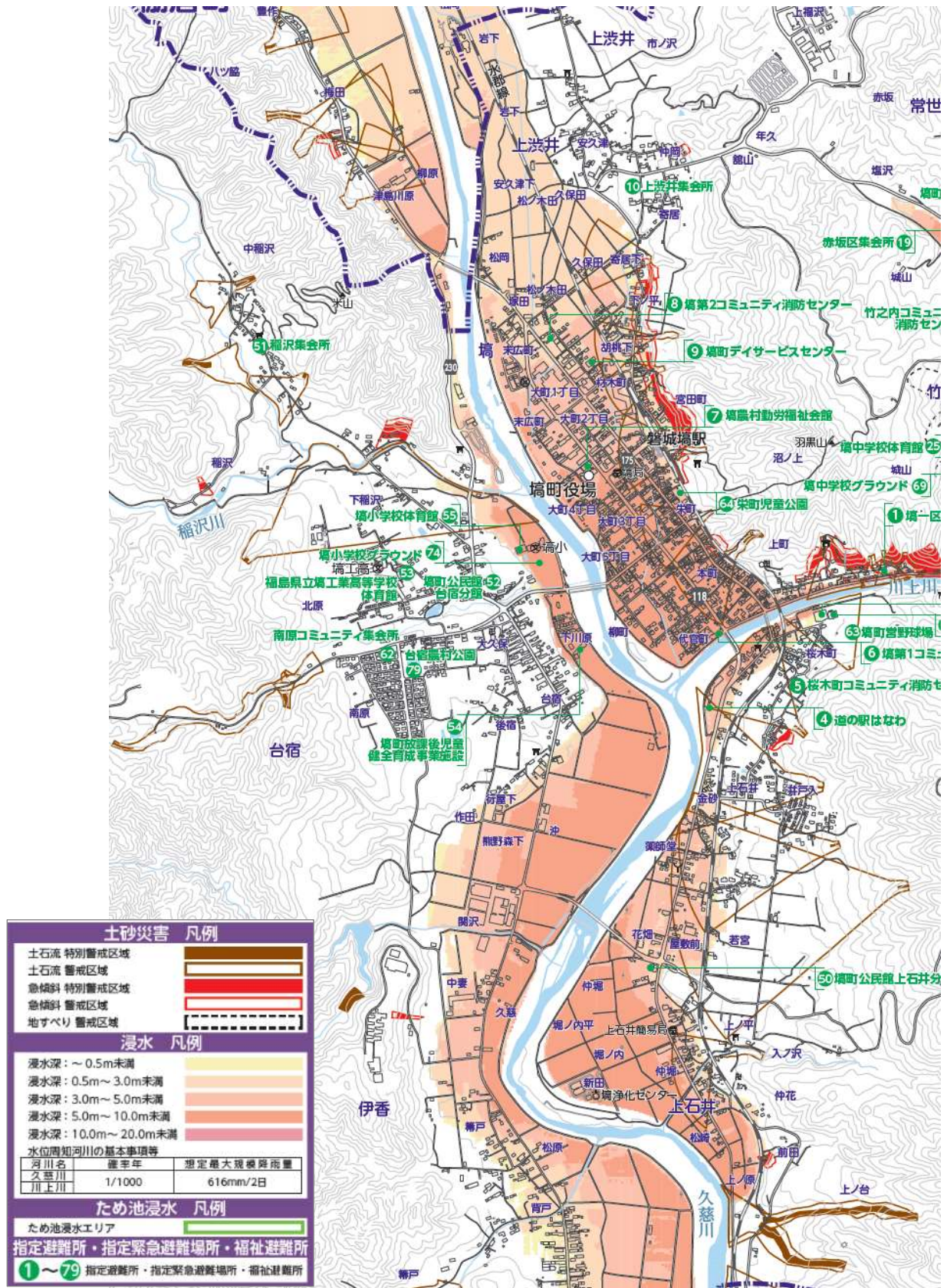


出典：埴町まち整備課

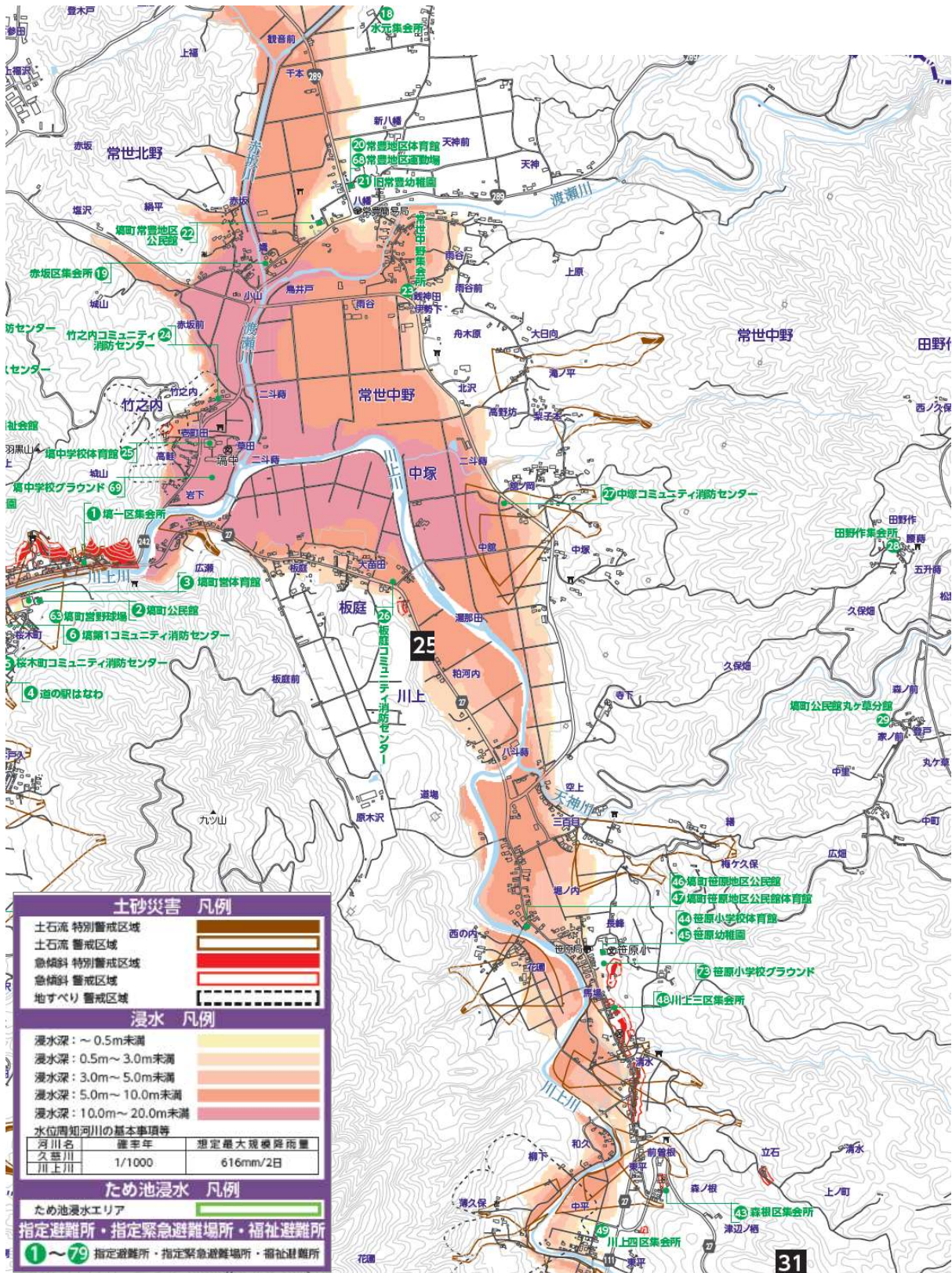
⑤防災マップ

令和3年度に改訂した埴町の防災マップにおいては、土砂災害に係る警戒区域や豪雨時（確率年：1/1,000、想定最大規模降雨量 616mm/2日）における浸水深が示されています。

■防災マップ（埴町中心部）



■防災マップ（川上川沿川）



⑥都市基盤施設

1) 道路

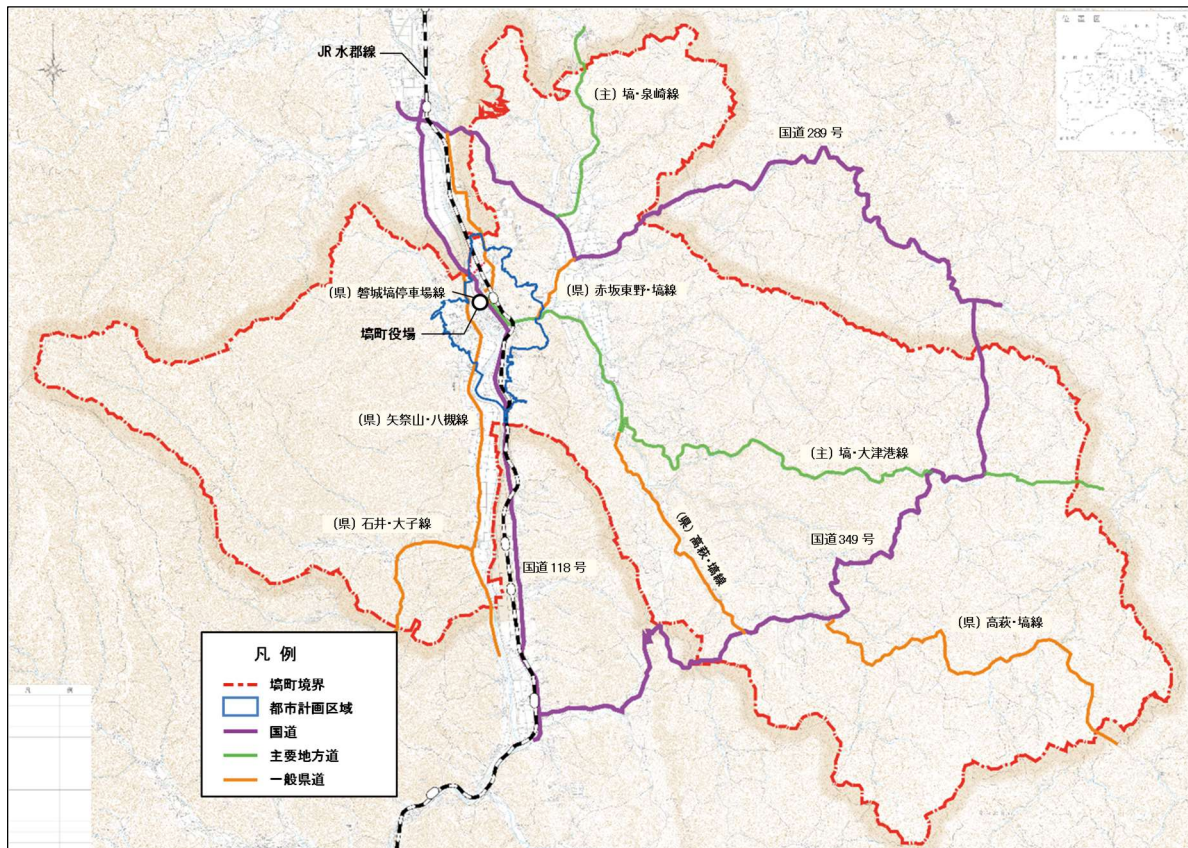
本町を通る国・県道は、一般国道が3本、主要地方道が2本、一般県道が5路線あり、町内・近隣市町村を結んでいます。

■道路の状況

	路線名	総延長
一般国道	国道 118 号 国道 289 号 国道 349 号	24,531m
主要地方道	福島県道・茨城県道 27 号塙大津港線 福島県道 75 号塙泉崎線	69,093m
一般県道	茨城県道・福島県道 111 号高萩塙線 福島県道 175 号磐城塙停車場線 福島県道・茨城県道 196 号石井大子線 福島県道 230 号矢祭山八槻線 福島県道 242 号赤坂東野塙線	
町道	—	209,256m
合計		302,880m

出典：国県道現況調書

■道路網図



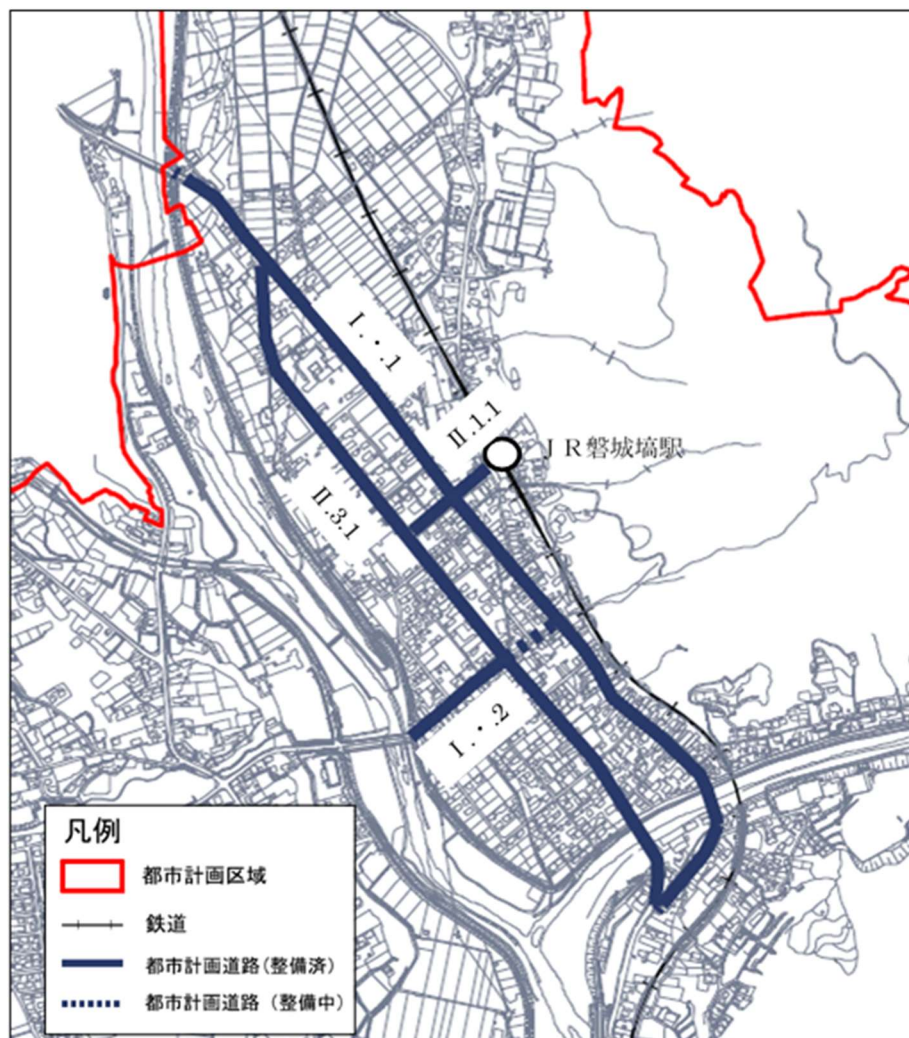
2) 都市計画道路

都市計画道路の整備状況については、4 路線、合計 3,740mの整備が予定されています。塙停車場線、塙中央線、桜木町末広線については整備率が 100%と完了していますが、栄町柳町線については、整備率は7割程度となっており、4 路線全体の整備率は97%程度となっています。

■都市計画道路の整備状況

番号	名称	延長(m)	幅員(m)	決定年月日 告示番号	整備率(%) 改良済/計画
Ⅱ.1.1	塙停車場線	190	18	S35/3/16	100.0
Ⅱ.3.1	塙中央線	1,550	11	建設省告示 第489号	100.0
Ⅰ.1.1	桜木町末広線	1,650	9		100.0
Ⅰ.1.2	栄町柳町線	350	9		68.6
合計(4路線)		3,740	—	—	97.1

■都市計画道路網図



出典：塙町まち整備課

3) 公園・緑地

都市計画公園として、栄町児童公園（0.11ha）が定められており整備率は100%です。

都市計画区域人口当たりの整備状況を見ると、県南都市計画区域内他市町村と比べて低い水準となっています。しかし、本町には都市計画公園に定められる栄町児童公園以外にも都市計画区域内に多数の公園が整備されており、それらを合わせると、都市計画区域人口あたりの公園整備率は大きく増加します。

■都市計画公園の整備状況

番号	種別	名称	計画面積(ha)	決定年月日 告示番号	整備率(%) 供用/計画
2.2.1	街区公園	栄町児童公園	0.11	S52/3/5 埴町告示第6号	100.0

出典：福島県HP「都市計画年報(令和2年3月31日時点の福島県の都市計画決定状況)」

■都市計画区域人口当たり都市計画公園の整備状況 (R2.3.31調査)

	白河市	西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	埴町
都市計画区域人口(千人)	59.5	20.2	6.4	5.0	16.8	11.2	4.0
供用面積(ha)	67.09	1.07	12.60	0.00	21.75	5.05	0.11
人口当たり都市公園面積(m ² /人)	11.27	0.53	19.68	0.0	12.94	4.5	0.27

出典：令和2年度福島県都市計画年報

■都市計画区域内人口当たりの公園整備状況 (都市計画公園以外も含む)

	埴町
都市計画区域人口(千人)	4.0
公園整備面積(ha)	0.5982
人口当たり公園面積(m ² /人)	1.50

出典：埴町まち整備課

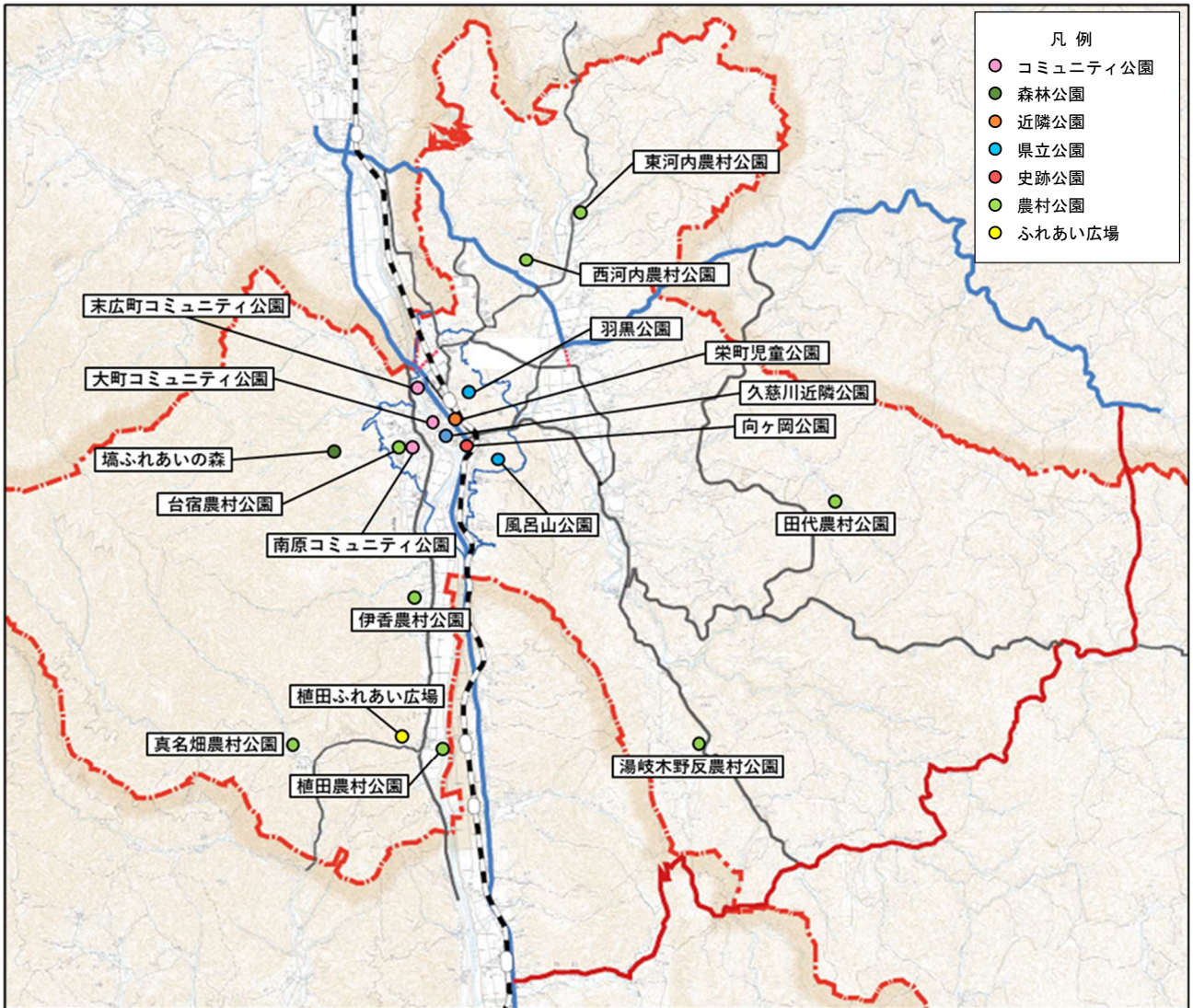
都市計画公園以外には、農村公園が8箇所、コミュニティ公園が3箇所整備されているほか、市街地に隣接し町のランドマークとなっている風呂山公園や羽黒公園、植田ふれあい広場が整備されています。

■その他公園整備状況

	名称	種別	面積	設置年月日	都市計画区域
1	伊香農村公園	農村公園	1,460.00 m ²	S56.4.1	外
2	西河内農村公園	農村公園	1,511.23 m ²	S56.4.1	外
3	田代農村公園	農村公園	888.23 m ²	H5.7.1	外
4	湯岐木野反農村公園	農村公園	1,474.22 m ²	H5.7.1	外
5	真名畑農村公園	農村公園	1,180.76 m ²	H7.7.1	外
6	植田農村公園	農村公園	1,770.00 m ²	H7.7.1	外
7	東河内農村公園	農村公園	850.27 m ²	H7.7.1	外
8	台宿農村公園	農村公園	1,859.12 m ²	H12.4.1	内
9	大町コミュニティ公園	コミュニティ公園	507.00 m ²	S48.11.13	内
10	南原コミュニティ公園	コミュニティ公園	209.00 m ²	H14.10.1	内
11	末広町コミュニティ公園	コミュニティ公園	377.00 m ²	R1.6.17	内
12	向ヶ岡公園	史跡公園	1,113.00 m ²	寛政5年(1793年)	内
13	風呂山公園	県立公園	1,658.00 m ²	S56.10.1	内
14	羽黒公園	県立公園	6,755.47 m ²	S56.10.1	内
15	植田ふれあい広場	ふれあい広場	1,929.76 m ²	H14.4.1	外
16	久慈川近隣公園	河川公園	817.00 m ²	H8.4.1	内
17	埴ふれあいの森	森林公園	106,519.00 m ²	H5.6.21	外

出典：埴町まち整備課

■公園位置図



出典：埴町まち整備課

4) 水道

町内の上水道は、平成30年3月末日現在で、計画給水人口7,972人に対して普及率83.7%となっています。

区域については久慈川を中心とした市街地周辺が区域として定められています。

■上水道施設状況

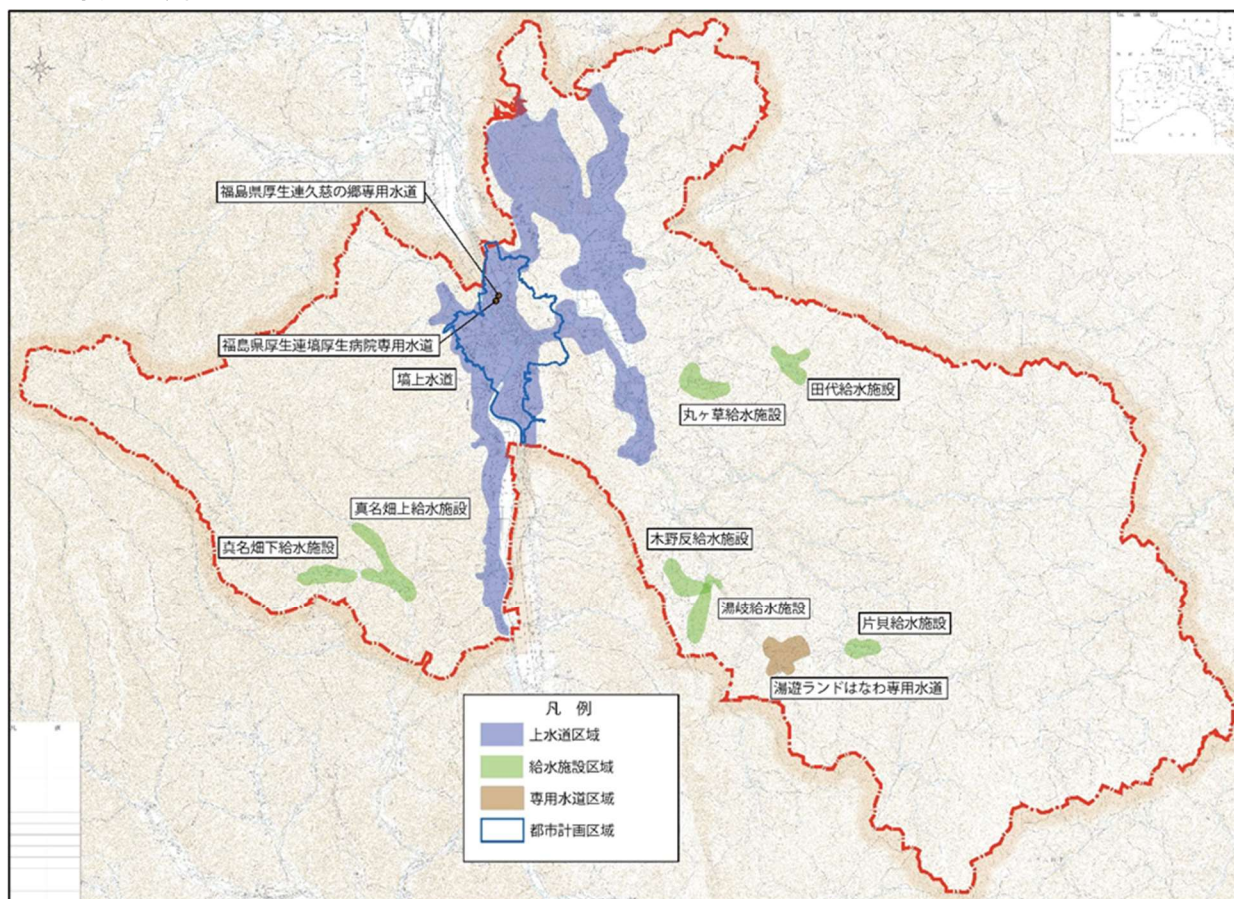
単位：人、%、箇所

総数			普及率	上水道			専用水道		
箇所数	計画給水人口	現在給水人口		箇所数	計画給水人口	現在給水人口	箇所数	確認時給水人口	現在給水人口
4	7,972	6,669	83.7	1	7,700	6,669	3	272	—

平成30年3月31日現在。なお人口は平成30年4月1日現在。

出展：「福島県統計年鑑2019」より

■上水道区域図



出典：埴町生活環境課

5) 下水道

本町は、埴市街地周辺に埴町特定環境保全公共下水道事業が、周辺の4つの地区に農業集落排水事業が実施されています。

公共下水道事業については、計画人口 2,400 人を対象として全体計画面積 136.0ha のうち事業計画区域 133.4ha で、幹線延長は 3,440mあり、平成 29 年度末時点の供用済みは 121.4ha、整備率は 91.0%となっています。

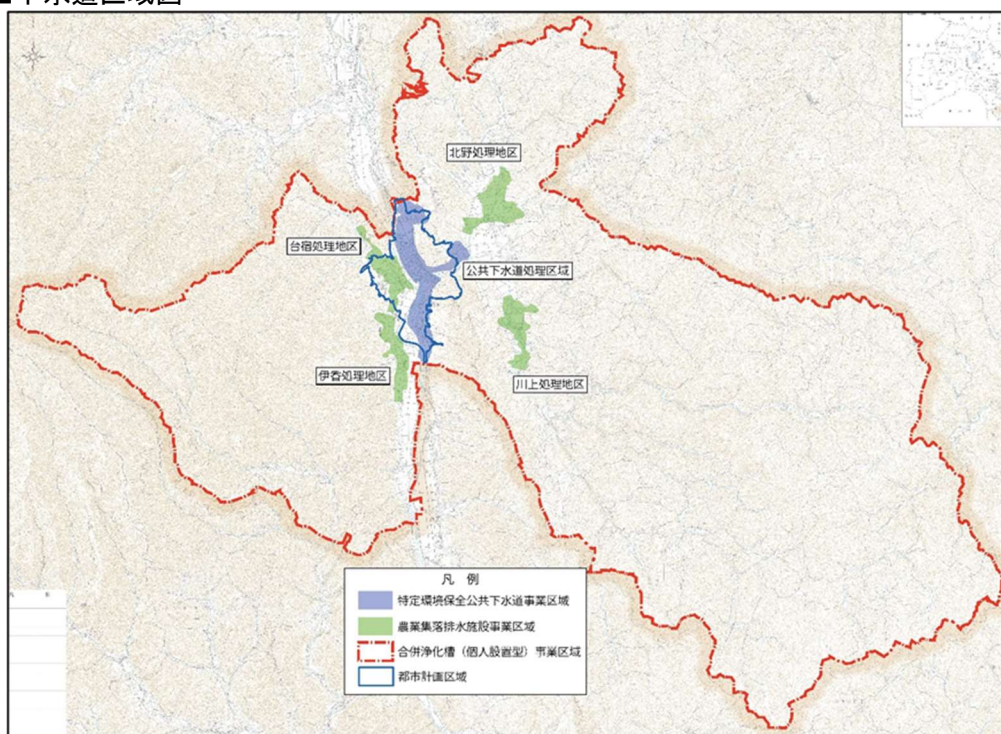
農業集落排水事業については、計画面積約 94 ha、計画人口 1,900 人、計画戸数 400 戸を対象として機能強化事業が計画されています。

■下水道事業概要書（平成 30 年度）

市町村名	埴町		事業区分	単独特環	事業着手	H10	使用開始	H15.3.31
処理区名	埴処理区		当初認可	H10	最終認可	H24.3.30	認可修了	H28.3.31
処理場名	埴浄化センター		敷地面積	12,000	放流先	久慈川	環境基準	A-口
汚水処理施設整備状況(H29 年度末現在)							行政人口	8,833
下水道		農業集落排水		合併浄化槽		合計		
普及率	水洗化率	普及率	水洗化率	割合	普及率	普及率		水洗化率
33.9%	74.8%	28.8%	86.8%	37.3%	17.3%	80.0%		84.6%
エリア人口	処理人口	エリア人口	処理人口	エリア人口	処理人口			
3,025	2,263	2,574	2,233	3,334	1,543	7,142		6,039
全体計画		認可計画		平成 29 年度末現在		備考		
整備面積(ha)		136		133		121		91.00%
処理人口(人)		2,400		3,000		3,025		
計画汚水量		2,430		1,215		1,343		
処理方法		オキシレーションディッチ法		オキシレーションディッチ法		オキシレーションディッチ法		
水処理系列		1		1		1		
高度処理計画		濃縮一脱水一場外搬出		オゾンによる余剰汚泥減量化		オゾンによる余剰汚泥減量化		
汚泥処分形態		コンポスト化		無		無		
菅渠延長(分流)		29,345		25,635		26,303		
ポンプ場(箇所)		0		0		0		
				主要管渠径		200~350 mm		

出典：埴町生活環境課

■下水道区域図



出典：埴町生活環境課

⑦交通体系

1) 鉄道

本町には、JR 水郡線が通り、磐城塙駅が設置され、上り方面は水戸まで概ね 120 分、下り方面は郡山市まで概ね 90 分で結んでいます。

2) バス

現在福島交通によって7路線が運行されており、ほとんどの路線が、1日に数本の運行で、高齢者の通院や高校生等の通学の足として利用されています。

■塙町路線バス路線図



出典：福島交通HPより

⑧公共公益施設

町内の公共・公益施設について下表に記します。

■公共・公益施設一覧

公共公益 機関	埴町役場	埴字大町 3-21	文化・ス ポーツ施 設	埴町公民館大蔵分館	大蔵字坂本 6	
	埴町教育委員会	埴字桜木町 80		埴町常豊地区公民館	常世北野字八幡 298-1	
	棚倉森林管理署笹原森林事務所	埴字桜木町 3-1		埴町笹原地区公民館	川上字堀ノ内 217	
	棚倉警察署植田駐在所	植田字森戸 23-1		埴町公民館伊香分館	伊香字下町 2-2	
	棚倉警察署笹原駐在所	川上字清水 32-4		埴町公民館真名畑分館	真名畑字宮田 50	
	棚倉警察署埴駐在所	埴字末広町 123		埴農村勤労福祉会館	埴字大町 3-19	
	白河地方広域市町村圏整備組合 棚倉消防署埴分署	上石井字薬師堂 41-1		埴町コミュニティプラザ	埴字宮田町 1-4	
	東白クリーンセンター	上渋井字岩下 18-7		地域集會 施設	桜木町コミュニティ消防センター	埴字桜木町 172
	埴町浄化センター	上石井字新田 113			埴第一コミュニティ消防センター	埴字代官町 54
	竹活用支援施設	台宿字北原 45			埴第二コミュニティ消防センター	埴字材木町 6-2
	笹原郵便局	川上字馬場 71			竹之内コミュニティ消防センター	竹之内字竹之内 125-1
	高城郵便局	植田字森戸 60-1			板庭コミュニティ消防センター	板庭字大苗田 395
	埴郵便局	埴字大町 2-24-3			中塚コミュニティ消防センター	中塚字中館 81-1
	片貝簡易郵便局	片貝字森ノ下 27			矢塚コミュニティ消防センター	那倉字矢塚 73-2
上石井簡易郵便局	上石井字堀ノ内 61-1	大町コミュニティセンター	埴字大町 1-22-4			
常豊簡易郵便局	常世北野字八幡 113-1	埴一区集会所	埴字上町 19-12			
那倉簡易郵便局	那倉字日向 110	上渋井集会所	上渋井字寄居 166			
真名畑簡易郵便局	真名畑字折戸 24	堀越集会所	堀越字南 60-1			
若宮住宅	上石井字井戸入 33	小高集会所	堀越字堀木田 101			
町営住宅 等	南原住宅	台宿字南原 30-2 及び 77-10	久保田地区集会所		西河内字蛇沢 134	
	大町住宅	埴字大町 4-90	一本木集会所		東河内字湯沢 67	
	北原住宅	台宿字北原 105-5 及び 93-4	出戸集会所	東河内字秋葉下 63		
	栄町住宅	埴字栄町 37	水元集会所	常世北野字水元 205		
	胡桃下団地	上渋井字胡桃下 2-1	赤坂集会所	常世北野字赤坂 148-2		
	金砂団地	上石井字上石井 181 及 び 埴字桜木町 126	常世中野集会所	常世中野字銭神田 6-1		
	片貝住宅	片貝字片貝 37	田野作集会所	田野作字田野作 54		
	北原定住促進住宅	台宿字北原 93-11	石堀子集会所	片貝字長久木 362-14		
	はなわこども園	埴字材木町 70-10	殿畑集会所	片貝字長久木国有林 82		
	笹原幼稚園	川上字馬場 57	折籠地区集会所	大蔵字南田代 14		
教育・子 育て施設	埴小学校	台宿字下川原 5	農業構造改善センター	湯岐湯尻 4-1		
	笹原小学校	川上字馬場 77	湯岐弘川集会所	湯岐字弘川 24		
	埴中学校	竹之内字草田 3	木野反地区多目的集会所	木野反字赤坂 1-1		
	埴工業高等学校	台宿字北原 121	前田地区山村活性化支援センター	山形字前田坂 104		
	放課後児童健全育成事業施設	台宿字下川原 49	森ノ根区集会所	山形字森ノ根 20-1		
	町立図書館	埴字栄町 68-6	川上三区集会所	川上字清水 10-2		
	あぶくま高原美術館	那倉字吉元 86-2	川上四区集会所	川上字東平 51-1		
	湯遊ランド	湯岐字立石 21	稲沢集会所	台宿字中稲沢 247-3		
文化・ス ポーツ施 設	道の駅はなわ天領の郷	埴字桜木町 388-1	南原コミュニティ集会所	台宿字南原 78-13		
	B&G 海洋センター	台宿字下川原 28	医療・福 祉施設	埴町社会福祉協議会	埴字材木町 32	
	町営運動場	埴字桜木町 80		埴町地域包括支援センター	埴字大町 3-21	
	常豊地区体育館	常世北野字八幡 106-1		車田病院	埴字大町 3-35	
	高城地区体育館	植田字森戸 13		埴厚生病院	埴字大町 1-5	
	片貝地区体育館	片貝字五升蒔 126		中島医院	埴字本町 114-1	
	防災センター	埴字大町 3-21		つちやクリニック	埴字材木町 10-1	
	埴町公民館	埴字桜木町 80		デイサービス絆	埴字大町 4-27	
	埴町公民館那倉分館	那倉字吉元 97		認知症対応型通所介護結生	埴字大町 4-27	
	埴町公民館西河内分館	西河内字吉ノ目 127		埴厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷	埴字材木町 14	
	埴町公民館東河内分館	東河内字矢倉 3		ウッドピアはなわ	埴字材木町 12	
	埴町公民館丸ヶ草分館	田代字家ノ前 21		タリア工房(特定非営利活動法人)	埴字材木町 12	
	埴町公民館田代分館	田代字急度内 68		はなわ育成園	西河内字野土平 7	
	埴町公民館片貝分館	片貝字五升蒔 126		埴町デイサービスセンター	埴字材木町 32	
埴町公民館台宿分館	台宿字北原 75-1	埴町高齢者等共同住宅		埴字大町 3-32-1		
埴町公民館木野反分館	木野反字才我地 45-6	東河内長生の家	東河内字矢倉 3			
埴町公民館上石井分館	上石井字仲堀 220	特別養護老人ホーム藤井ハイムはなわ	伊香字中妻 241-1			
埴町高城地区公民館	植田字坂ノ下 55-1	養護老人ホーム藤井ハイムやみぞ	伊香字中妻 293			
		通所介護のどか	埴字末広町 132-1			

出典：埴町

(3) 住民意向把握等の結果

計画策定に関わる、各種住民意向把握調査等の実施結果概要について、以下のとおり整理します。

【令和元年度】

① 埴町国土利用計画アンケート調査

1) 実施目的、対象者

「埴町国土利用計画」の改定にあたり、埴町内に居住する20歳以上の町民2,000人を対象に、町民のまちづくりへの思いや将来めざすべき方向など「町土利用」に対する町民意向を把握するために実施しました。

2) 実施方法

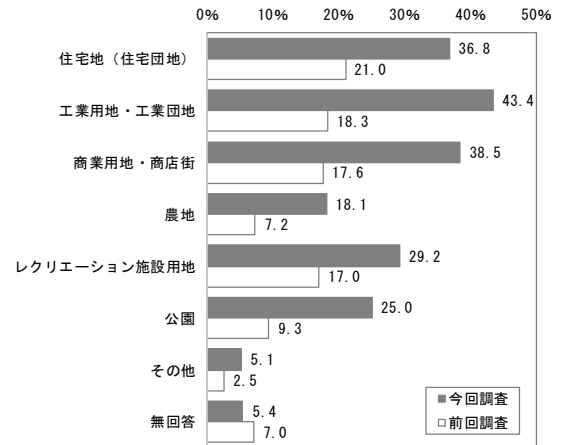
郵送による配布・回収、回収数684票。(回収率34.2%)

3) 主な意見の整理

■ 町が今後計画的に整備すべき土地の用途

「工業用地・工業団地」が最も多く、次いで「商業用地・商店街」、「住宅地（住宅団地）」、「レクリエーション施設用地」、「公園」、「農地」の順に多くなっています。

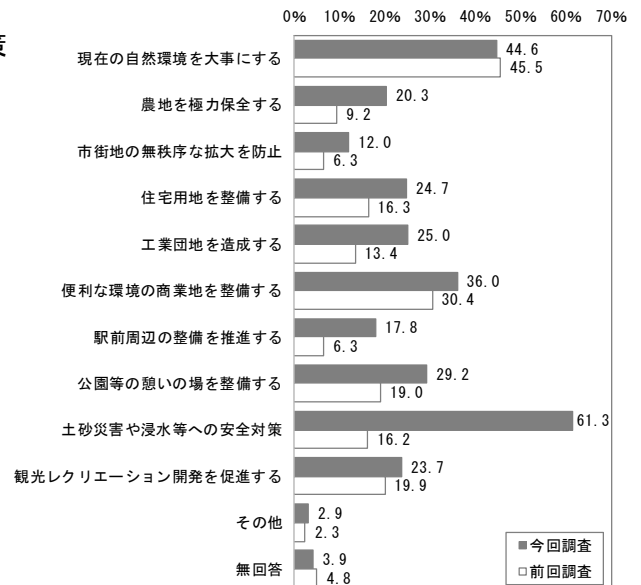
前回調査と比べると（選択方法が異なるため参考）、上位3つが「住宅地（住宅団地）」、「工業用地・工業団地」、「商業用地・商店街」であることは同じです。



■ 今後行政施策として重要と思われる土地利用施策

「土砂災害や浸水等への安全対策」が最も多く、次いで「現在の自然環境を大事にする」、「便利な環境の商業地を整備する」の順に多くなっています。

前回調査と比べるとほとんどの選択肢で多くなっていますが、特に「土砂災害や浸水等への安全対策」で45.1ポイント多くなっています。



②小中学生作文コンクール

1) 実施目的、対象者

今後の埴町のまちづくりについて、この先の埴町の未来を担う若者の意見を聞くために、町内小中学校に通う児童・生徒を対象にまちづくりに関する作文コンクールを開催し、小学生 11 名・中学生 1 名から、現在のまちへの意見と未来(20 年後)の理想のまちづくりに関する意見を作文にしてもらいました。

2) 主な意見の整理

作文に記入されていた内容をキーワード別にまとめ、傾向を整理したところ、以下のような傾向が見られました。

■現在の埴町について

自然や人間関係、魅力的な景観や特産品に恵まれているまちという意見が多く、町を好きという意見が多く得ることができましたが、一方で人口減少や少子高齢化問題、人間関係の希薄化や雇用の場の少なさ等の、これから埴町で生きていく上で不安となることに対する意見も多く挙がりました。

キーワード
人口、特産品・食べ物、観光・交流、人と人の繋がり、産業・仕事、自然環境、子育て・教育

■未来(20 年後)の埴町について

今ある自然環境などの魅力を守りつつ、人口増加による賑わいの創出や高齢者の健康維持、町民同士の繋がり強化や雇用の場の確保等の現在抱える社会問題が解決されることが理想という意見が多く挙がりました。また、埴町を好きであるという意見が多く、20 年後も自分たちのふるさととして愛せる町であってほしいという意見が挙げられました。

キーワード
人口、観光・交流、人と人の繋がり、産業・仕事、自然環境、子育て・教育、住環境、高齢者、郷土愛

③高校生ワークショップ

1) 実施目的、対象者

今後の埴町のまちづくりについて、この先の埴町の未来を担う若者の意見を聞くために、埴中学校を卒業し、現在町内外の高校に通う高校生の皆さんを対象とした、まちづくりに関するワークショップを開催しました。

2) 実施方法

ワークショップについては、ファシリテーターの進行のもと、2つのグループに分かれ行いました。

なお第2回目については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当初予定していた対面形式での開催を中止し、ペーパー形式で実施しました。

3) 主な意見の整理

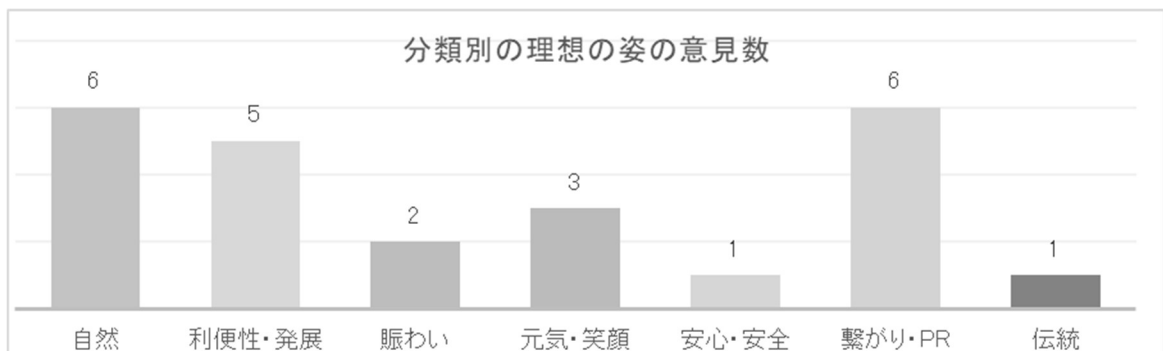
■検討された取り組みアイデアの分析

観光・交流・PRに関するアイデアが特に多く、次いで買い物・飲食店や交通関係の取り組みのアイデアが多く挙げられました。

- ▷魅力的なイベントや店舗による交流を生み出す種の創出と、それらのPR、来町手段の充実
- ▷豊かな自然を活かした暮らし・交流環境の整備
- ▷安心・安全で利便性の高い、町の整備や自然環境

■未来の埴町の理想の姿

頂いた意見を分類別に整理した結果、未来の埴町の理想の姿としては以下のようなものがありました。



【令和2年度】

① 埴町都市計画マスタープランにかかる地域別懇談会

1) 実施目的、参加者

都市計画マスタープランに、町民の意見を反映させるため、町内の各行政区長による意見交換等を行い、町内各地域の課題や各地域における取組等を把握するため実施しました。

2) 実施概要

■開催区分

町内を下記の2地域に区分し、それぞれ実施しました。

- ・ A地域：都市計画区域及び周辺地域（23行政区） 2回開催
町中心部より自動車による所要移動時間概ね10分以内の地域
- ・ B地域：周辺部および農村地域（20行政区） 1回開催
町中心部より自動車による所要移動時間概ね10分以上の地域

■開催方法

参加者を数人（7～8人程度）のグループに区分し、各テーブルでの意見交換を行う。意見交換の結果を全体で発表し討議を実施しました。

■開催日程

	日時	出席者	開催場所
A地域（第1回）	令和2年10月29日 18:00～19:30	16名	埴農村勤労福祉会館 大研修室
A地域（第2回）	令和2年11月17日 18:00～19:30	13名	
B地域	令和2年11月12日 18:00～19:45	13名	

○懇談会の状況



3) 懇談会で出された主な意見

■ A地域

意見分類	地域の現状や課題について	まちづくりへの提案など
山林、農地	<ul style="list-style-type: none"> ・手入れのされていない山林、農地の増加 ・イノシシなどの獣害が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心部の農地の都市的な土地利用の推進 ・遊歩道や桜並木の整備 ・地区ごとの観光ルート化
道路、交通	<ul style="list-style-type: none"> ・配布したタクシー券では十分な移動ができない ・高齢者の移動手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の利用できるバスなどの交通手段の充実
産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ・働く場がなく、企業誘致が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・起業者への支援 ・歴史や自然を活かしたまちづくり
防災、防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の高齢者の避難方法 ・河川の雨量情報の提供 ・災害時に孤立する場所の存在 ・久慈川の改修が必要 ・災害時などに空き家が倒壊して道路をふさぐ危険性 ・防犯灯の設置が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップを踏まえた対策の徹底、排水ポンプの整備 ・安全な避難場所、避難路の確保 ・危険な箇所に住む高齢者の状況把握 ・町で空き家を解体できるような制度の創設、解体に対する税の減免措置
子育て、教育	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども手当など子育て支援の充実 ・埼玉工業高校の存続
医療、福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の不足、医療機関の受付システムが不十分 	

■ B地域

意見分類	地域の現状や課題について	まちづくりへの提案など
山林、農地	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道の木による通行の支障 ・イノシシ、タヌキなどによる被害の増加 ・河川の草刈りなどの手入れが不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の維持、保全を支援する制度 ・駆除隊(猟師)の確保 ・耕作放棄地に花を植える運動
道路、交通	<ul style="list-style-type: none"> ・道路のアクセスが良くない、道路が狭い ・除雪が困難、道路凍結の危険性 ・運転できない高齢者の移動手段が無い 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の改良や凍結防止の推進 ・排水路の整備 ・タクシー券の使い方の工夫(グループ利用など)
産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ・働く場所の不足による若者の流出 ・農業をやめてしまう人が多い ・農業後継者の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の働く場所の確保
町人口、コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のみの世帯が増加 ・区の存続の危機、限界集落化の進行 ・住民同士のつながりが強い ・危険な空き家の放置状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人の集まれるコミュニティづくり ・定住、移住への空き家の活用
町の魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・学校を活用したサロン、美術館など ・桜、紅葉、温泉などの名所 	<ul style="list-style-type: none"> ・元気な高齢者によるまちづくりの取組推進 ・積極的なPRの実施、来訪者へのおもてなし

②埴町都市計画マスタープランにかかる子育てママの懇談会

1) 実施目的、参加者

都市計画マスタープラン策定にあたってのメインテーマ「安心安全なまちづくり」に基づき、子育てに携わる女性の視点から、まちづくりについてのご意見をうかがいました。

2) 実施概要

■開催：令和3年3月17日（水）10：00～11：30

■方法：懇談会形式により、日常の生活で気になること、将来の埴町がこういう町になってほしい、といったことを自由に話し合っていました。

3) 懇談会で出された主な意見

ア. 日常の生活で気になることについて

- ・車道と歩道の区別が無くなったのも却って危険に思う（大町）。バリケード状のものなども設置して欲しい。
- ・子どもが運動できる公園が町内にあるといい。
ex.) 棚倉町の城跡公園、ルネサンス棚倉、白河市の鶴子山公園
- ・近所で遊べる公園が必要ではないか＝木育と絡めて
- ・通学などに利用の歩道が危ない。（未広町）
- ・118号国道沿いで不審者が出る。
- ・沿道の廃工場などの存在が恐怖感を与える。
- ・室内の遊び場がなく、町外（西郷村、矢吹町）に行っている。
- ・救急・夜間医療（夜間は白河対応になってしまう）
- ・ゴミ捨て場の管理が不十分（強風だと袋が散乱する）
- ・他市例にもあるような廃校の活用（指導員などの配置を考えてはどうか）

イ. 将来の埴町について（こうなってほしい）

◇子どもが帰って来られる町に

- ・20年を見据えたまちの安全性確保（避難場所等）の考え方
- ・避難場所の立地など、災害毎にもっと分かりやすくしてほしい
- ・将来にわたる衣・食・住・「職」の確保
- ・コンパクトな暮らしやすさを活かす

◇地域のつながりがある町に

- ・子育て環境の充実（預かりなど）＝お年寄りが町に出る。子どもと地域とのつながりを持たせる。

その他（まちづくりの今後について）

- ・コロナについて（PCR検査体制の充実化）
- ・小児科、産婦人科等、都市部（白河市、郡山市）に行かなければならない現状⇒コロナ後にも、医療体制全般的な充実（きめ細かく）

塙町都市計画マスタープラン

令和4年3月
塙 町

発行者 塙町（まち整備課）
〒963-5492 福島県東白川郡塙町大字塙字大町三丁目 21 番地
TEL 0247-43-2117
FAX 0247-43-2122

制 作 ランドブレイン株式会社